

「滋賀県児童虐待防止計画（案）」について

1. 趣旨

本県では、平成 27 年(2015 年)3 月に「滋賀県児童虐待防止計画」を改定し、平成 27 年度(2015 年度)から 5 年間を計画期間として、市町、警察、教育等と連携して、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、迅速かつ適切な子どもの保護・ケア、そして親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援に取り組んできたところです。

このたび、計画が終期を迎えることに伴い、この間の児童福祉法および児童虐待の防止等に関する法律の改正や、児童虐待をめぐる状況、社会環境の変化、県民ニーズ等を踏まえ、子どもの最善の利益を保障するために見直しを行うとともに、あわせて「滋賀県の家庭的養護推進にかかる方策」(2015~2029 年度)を見直し、これらを一体的なものとする今後 10 年間の中長期的な計画を策定するものです。

2. 策定経過

| | | |
|----------------|-----------|--------------------------|
| 令和元年(2019 年) | 7 月 5 日 | 子ども若者審議会社会的養護検討部会(第 1 回) |
| | 8 月 29 日 | 子ども若者審議会社会的養護検討部会(第 2 回) |
| | 10 月 4 日 | 厚生・産業常任委員会への報告(骨子案) |
| | 11 月 12 日 | 子ども若者審議会社会的養護検討部会(第 3 回) |
| | 11 月~12 月 | 市町意見照会 |
| | 12 月 13 日 | 厚生・産業常任委員会(原案) |
| | 12 月~1 月 | 県民政策コメントの実施(※) |
| 令和 2 年(2020 年) | 2 月 6 日 | 子ども若者審議会社会的養護検討部会(第 4 回) |

※県民政策コメントおよび市町への意見照会

- ・意見・情報の募集期間
令和元年(2019 年)12 月 20 日から令和 2 年(2020 年)1 月 20 日
- ・提案のあった意見・情報数
7 人・団体から 24 件

3. 今後の予定

| | | |
|----------------|----------|---------------------|
| 令和 2 年(2020 年) | 3 月 10 日 | 厚生・産業常任委員会報告(最終案) |
| | 3 月下旬 | 「滋賀県児童虐待防止計画」の策定・公表 |

添付資料

- (1) 次期滋賀県児童虐待防止計画(原案)に対して出された意見とそれらに対する滋賀県の考え方について
- (2) 滋賀県児童虐待防止計画案(概要)
- (3) 滋賀県児童虐待防止計画案

次期滋賀県児童虐待防止計画（原案）に対して出された意見と それらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果等について

令和元年12月20日（金）から令和2年1月20日（月）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「次期滋賀県児童虐待防止計画（原案）」について意見・情報の募集を行った結果、7人・団体の方から、24件の御意見が寄せられました。

これらの御意見については、その他関係機関等からいただいた御意見とあわせて、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を別添のとおり取りまとめました。

なお、取りまとめにあたり、提出された御意見の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された御意見の内訳

| 項目 | | 件数 |
|-----|----------------------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定について | |
| | 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| | 2 計画の位置づけ | |
| | 3 計画の期間 | |
| 第2章 | 現状と課題 | |
| | 1 現状 | |
| | 2 課題 | |
| 第3章 | 基本理念～目指す社会の姿～ | 2 |
| 第4章 | 具体的な施策の推進 | |
| | 1 児童虐待の未然防止 | 2 |
| | 2 児童虐待の早期発見・早期対応 | 4 |
| | 3 子どもの保護・ケア | 3 |
| | 4 親子関係の修復・家庭復帰と子どもの自立支援 | 1 |
| | 5 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化 | 5 |
| | 数値目標一覧 | 5 |
| 第5章 | 計画の推進に向けて | |
| | 1 それぞれが果たす役割 | 1 |
| | 2 計画の推進体制 | |
| | 3 点検評価・進行管理・計画の見直し | |
| | | 合計 |
| | | 24 |

3 提出された御意見とそれらに対する県の考え方

別添のとおり

次期児童虐待防止計画(原案)に提出された意見・情報とそれに対する県の考え方

| 番号 | 頁・行 | 意見・情報の内容 | 意見・情報等に関する考え方 |
|--------------------------|--------------------------------|--|--|
| 第1章 計画の策定について | | | |
| 計画策定の趣旨 | | | |
| 1 | 1頁 | 滋賀県児童虐待防止計画を滋賀県オレンジリボン(児童虐待防止)計画にしてはどうか。 | オレンジリボンは、児童虐待を防止するためのメッセージのシンボルマークとして、社会に広く認知されているところですが、本計画は、虐待防止だけでなく虐待への対応や、施設退所後の自立支援など幅広く対象としていることから、名称は原案のとおりとします。 |
| 第3章 基本理念～目指す社会の姿～ | | | |
| 2 | 15頁 | 基本理念については、県の責任が問われた平成18年の高島事件で亡くなった子どもの命を無にしないための再発防止策として策定された計画であることを県民全てが忘れないよう強いメッセージが必要である。 | 滋賀県での事件を含め、近年発生している数多くの虐待事件を踏まえ、各関係機関の強い決意と県民へのメッセージとして、虐待を決して許さないという強い思いを明記しています。 «15頁11～13行目» |
| 3 | 15頁 | 子どもが権利の主体であることを明記すべき。 子どもの権利条約に日本が批准して25年、児童虐待防止法も20年経過するなかで、平成28年法改正の子どもが権利の主体であることを明記されたことは画期的なこと。その記述については、1頁計画策定の趣旨には触れているが、基本理念にそのことを触れたうえで、子どもが虐待から守られることは当然であることを、はっきりと明記すべきではないか。合わせて、具体的な内容の記述も含め、「子どもの人権」ではなく、「子どもの権利」と表記したほうがいい。 | 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 「…平成28年の児童福祉法改正により明確化された、「児童の福祉を保障するための理念」を踏まえるとともに、…」 【修正後】 「…平成28年の児童福祉法改正において、 <u>子どもが権利の主体であることが明確化されたことを</u> 踏まえるとともに、…」 なお、人権とは、「人が幸せに生きていくために、誰もが生まれながらに持つ自由や権利」であるとしています。 本計画は、「子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てるこことできる環境づくり」について基本理念を定めた「滋賀県子ども条例」に基づく実施計画であることから、原案のとおり「子どもの人権」とします。 «15頁10～11行目» |
| 第4章 具体的な施策の推進 | | | |
| 1 児童虐待の未然防止 | | | |
| 4 | 18頁 14行目 19頁 32行目 | 「・産後うつの予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。」について、産婦健康診査事業だけでなく、産後ケア事業でも支援しているため、産後ケア事業についても追記してはどうか。 | 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 「・産後うつの予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。」 【修正後】 「・産後うつの予防や乳児への虐待予防を図るため、 <u>産婦健康診査事業や産後ケア事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。</u> 」 «18頁14～16行目、20頁32～34行目» |

| 番号 | 頁・行 | 意見・情報の内容 | 意見・情報等に関する考え方 |
|------------------|--|---|--|
| 5 | 18頁 | 虐待予防の観点から、特に0歳～2歳児を抱える家庭への一時預かり支援は重要であり、子育てを社会で支える仕組みが必要ある。 | <p>一時預かりや子育て短期支援(ショートステイ)の充実については、淡海子ども・若者プラン(67頁)に明記しています。本計画では、虐待の未然防止の観点から特にショートステイ・トワイライトステイの充実について、明記しているところです。</p> <p>「育児に過重な負担がかかる時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭等が、定期的または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を受けられるよう、体制を整えるため、市町に対し、ショートステイ・トワイライトステイの実施を促進します。」 〔18頁28～31行目〕</p> |
| 2.児童虐待の早期発見・早期対応 | | | |
| 6 | 19頁 3行目 28頁 4行目 29頁 17行目 35頁 20行目 | 「関係機関との連携」の記載について、「関係機関」だけでなく、「関係団体」も連携していることから「関係団体」を含めるべきではないか。 | <p>御意見を踏まえ、以下のとおり明記しました。</p> <p>「関係機関(関係団体を含む。本計画において以下同じ。)」 〔14頁5行目〕</p> |
| 7 | 20頁 6行目 | 「・妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子への支援を推進します。」について、産後の母子支援に父親やパートナーを含めるべきではないか。 | <p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 「○産後の母子を支援する仕組み ・妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子への支援を推進します。」</p> <p>【修正後】 「○産後の母子等を支援する仕組み 「・妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子やその家族への支援を推進します。」 〔21頁4～6行目〕</p> |
| 8 | 20頁 12行目 | 「・保健医療従事者の協力を得て、要支援児童・特定妊婦がいる家庭の早期発見、支援の強化ができるよう、関係者の研修機会を確保します。」について、関係団体も連携していることから「関係団体」を含めるべきではないか。 | 「関係者」には関係団体の職員も含まれていることから、原案どおりとします。 |

| 番号 | 頁・行 | 意見・情報の内容 | 意見・情報等に関する考え方 |
|--------------------------------|----------------------|--|---|
| ③ 子どもの保護・ケア | | | |
| 9 | 22頁 27行目 | 一時保護やその解除を行う際に、子ども自身の意思があまりに尊重されていないため、専門家による総合的なアセスメントも大事であるが、「子ども自身の意思の確認」を記載して欲しい。 | <p>御意見を踏まえ、以下のとおり追記を行います。</p> <p>一時保護やその解除を行う際には、子どもに丁寧に説明をするとともに、子どもの意見を聴取するよう配慮します。 ≪23頁20～21行目≫</p> <p>また、施設入所措置や措置解除などが子どもの意向に一致しない場合等は、専門家の意見を聴取するため、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会を積極的に活用する旨、別途記載しています。 ≪30頁34～36行目≫</p> |
| 10 | 7頁 6行目 23頁 | 養育が困難な子どもを委託できる里親を育てるという意識を持ち、専門里親の育成、活用を図っていくべきではないか。 | <p>本県においては、経験豊富な里親がいるファミリーホームで養育が困難な子どもを養育いただいている状況もあり、まずはファミリーホームで担い手の育成を進めることにより、専門里親の確保を図っていきたいと考えています。</p> <p>また、養育技術の向上に向けた研修を実施するなど、フォースターリング業務として養育が困難な子どもを委託できる里親の育成に取り組んでいきます。</p> |
| 11 | 23頁 33行目 | <p>地域小規模化した施設の定員の一部を、里親支援を含む地域の子育て支援(ショートステイやトワイライトステイ)に活用する仕組みづくりを国に働きかけ、県独自の方策も検討されたい。</p> <p>社会的養護に入らない要支援ケースの支援にこそ、施設の設備と専門性、長年社会的養護を支えてきた知見と人材を活用してほしい。</p> | <p>地域小規模児童養護施設および分園型小規模グループケアは、家庭的な環境の中で生活体験を積み、社会的自立を促進することを目的としており、まずは入所児童を対象とすることが重要と考えます。</p> <p>いただいた御意見については、今後の施策構築にあたっての参考とさせていただきます。</p> |
| ④ 親子関係の修復・家庭復帰と子どもの自立支援 | | | |
| 12 | 26頁 32行目 | 自立支援の仕組みづくりの記述部分にアフターケアという言葉を明記されたい。 | <p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 ・児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置等されている子どもの自立支援の仕組みづくりのため、施設、里親、行政による協議会を開催します。</p> <p>【修正後】 ・児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置等されている子どものアフターケアも含めた自立支援の仕組みづくりのため、施設、里親、行政による協議会を開催します。 ≪27頁33～34行目≫</p> |

| 番号 | 頁・行 | 意見・情報の内容 | 意見・情報等に関する考え方 |
|---------------------------------------|-------------|---|--|
| 5. 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化について | | | |
| 13 | 32頁 12行目 | <p>要保護児童対策地域協議会の機能強化について、対象者の支援に関わっている場合、守秘義務のある民生委員や里親などもケース検討会議に参加できるようにするなど、情報の共有の機会が必要ではないか。</p> <p>また、虐待通報があった場合の訪問については、市の職員がいきなり行くより、地域で実際に見守りできる立場の者が、何か困っていることはありませんかと声をかける方が支援に繋がりやすいのではないか。</p> | <p>要保護児童対策地域協議会の構成員については、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針において、民生委員や里親会も想定されているところです。</p> <p>また、市町や子ども家庭相談センターの職員が実施している虐待通告時の安全確認について、県では、現場で虐待リスクを的確に判断する者に一定の専門性が必要であるということや、警察との連携、個人情報の取り扱いに的確に対応していただけが必要と考えております。</p> <p>いただいた御意見については、今後の施策構築にあたっての参考とさせていただきます。</p> |
| 14 | 32頁 25行目 | 関係機関の連携について、有用な連携できているかは疑問である。何のための連携かも含めその在り方について再考していくことが重要である。 | 虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、家庭復帰、自立支援等、様々な場面において、市町や関係機関との連携は非常に重要です。それぞれの役割を認識しながら、有機的な連携を図っていきます。 |
| 15 | 33頁 6行目 | 少年鑑別所との連携についても言及いただきたい。 | <p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 「○家庭裁判所、地方検察庁との連携 ・家庭裁判所、地方検察庁と子ども家庭相談センターとが情報交換しながら、連携を進めます。」</p> <p>【修正後】 「○家庭裁判所、地方検察庁および少年鑑別所との連携 ・家庭裁判所、地方検察庁、少年鑑別所(法務少年支援センター)と子ども家庭相談センターとが情報交換しながら、連携を進めます。」 <<34頁7~8行目>></p> |
| 16 | 34頁 | <p>子どもが安心できることの前提として、子どもの権利ノートのことや、自分が大切に守られていることをまず知る必要があり、安心度100%を目指すことは唐突すぎると考えるため、以下の数値目標を新たに加えてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利ノートの内容を知っている 100% ・自分は大切にされている 100% | <p>御意見を踏まえ、目標値に以下の指標を追加・修正します。また、目標値の修正に合わせて、以下のとおり原案を修正します。</p> <p>【追加】 里親のもとや児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合 現状: 37.6% 目標値: 令和6年度 100% 令和11年度 100%</p> <p>【修正前】 里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもたちの安心度</p> <p>【修正後】 里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている」と感じている子どもの割合 現状: - 令和6年度 100% 令和11年度 100%</p> <p>【修正前】 ・児童養護施設、里親等の代替養育を受けている子どもにアンケートを実施し、当事者である子どもの安心度を調査します。</p> <p>【修正後】 ・児童養護施設、里親等の代替養育を受けている子どもを対象に、施設や里親等のもとでの暮らしに関するアンケートを実施します。 <<17頁20~21行目>></p> |

| 番号 | 頁・行 | 意見・情報の内容 | 意見・情報等に関する考え方 |
|----|-----|--|--|
| 17 | 34頁 | 家庭養育優先原則を踏まえた国の目標値に対して、里親に関する数値目標が低いのではないか。子どもの権利を第一に考え、家庭養育を進めていく積極的な姿勢を示すべきではないか。 | <p>御意見を踏まえ、里親等へ委託する子ども数の捉え方を「里親委託が可能な子ども」から「里親委託が必要な子ども」に改めるとともに、年齢ごとに設定されている国の基準に沿って目標値を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 令和6年度 39.1% 令和11年度 45.0%</p> <p>【修正後】 令和6年度 48.3% 令和11年度 61.7% (3歳未満) 52.2% (3歳未満) 73.9% (3歳以上就学前) 46.2% (3歳以上就学前) 65.4% (学童期以降) 48.2% (学童期以降) 60.2%</p> <p>また、目標値の修正に伴い、目標達成に向けた子ども家庭相談センターの体制強化について、以下のとおり追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親養育支援のための児童福祉司を各児童相談所に専任で配置することとされた児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、必要な配置を進めます。 <p>«24頁26~27行目»</p> |
| 18 | 34頁 | 里親や施設で暮らす子どもたちの安心度を100%とするの数値目標を掲げているが、どんなに良い養育がなされても100%になることはありえないと考える。不満はあって健全であるし、一般家庭の子どもも100%がありえないのは想像に易い。 また、安心度100%を目指すが故に、施設等から特定の子どもを排除するといったことも起こりかねないと考える。 | <p>御意見を踏まえ、指標を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもたちの安心度</p> <p>【修正後】 里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合 現状: - 令和6年度 100% 令和11年度 100%</p> |
| 19 | 34頁 | 一時保護やショートステイで預かった子どもが、同じ学校に通い続けることができるよう、各中学校区に最低1家庭の里親登録を目標にするべきではないか。 | <p>御意見を踏まえ、目標値に以下の指標を追加します。</p> <p>【追加】 中学校区別の養育里親登録率 現状 68.0% 令和6年度 100% 令和11年度 100%</p> |

| ◆その他関係機関等からの意見等による修正 | | | |
|----------------------|--------------------------------|---|---|
| | 18頁 16行目 19頁 34行目 | 虐待予防等の推進として、「ハイリスク妊産婦・新生児の早期発見・早期対応を図るため…」との記載については、「ハイリスク妊産婦は虐待をする。」という誤解を与えるのではないか。 | <p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 ・ハイリスク妊産婦・新生児の早期発見・早期対応を図るため、医療機関と市町の連絡体制の再構築を行い、市町の取組を強化します。</p> <p>【修正後】 ・妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見・早期対応を図るため、医療機関と市町の連絡体制の再構築を行い、市町の取組を強化します。</p> <p>«18頁17行目、21頁1行目»</p> |

※ 頁・行欄の該当頁等は、県民政策コメントで公表した「次期児童虐待防止計画(原案)」に沿っています。

第1章 計画の策定について

1 計画の位置づけ

- ・滋賀県子ども条例第12条に基づく滋賀県虐待防止の実施計画
- ・「淡海・子ども若者プラン」を推進するための実施計画
- ・「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（厚生労働省通知）に基づく社会的養育推進計画

2 計画の期間 令和2年（2020年度）～令和11年（2029年度）（10年間）

※計画策定後、5年後に進捗状況の検証結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、取り組みの促進を図ることとする。

第2章 現状と課題

| 現状 | (H26) | (H30) |
|---------------------|--------|--------|
| 児童虐待相談対応件数 | 5,943件 | 7,263件 |
| 里親、ファミリーホームへの委託児童数 | 100人 | 96人 |
| 乳児院および児童養護施設への入所児童数 | 207人 | 182人 |

2児童虐待・社会的養護をめぐる課題の整理

(1)児童虐待の未然防止

児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成が必要である。

(2)児童虐待の早期発見・相談体制の充実

保健・福祉・医療・教育等の子どもに関わる機関は、児童虐待の重篤化を防ぐために、連携して早期発見と早期対応に取り組む必要である。

(3)子どもの家庭的な養育環境の充実

家庭での適切な養育が受けられない子どもたちについては、「家庭養育優先原則」を踏まえ、より家庭的な環境で生活していくよう、里親委託や特別養子縁組を推進することが必要である。

また、児童養護施設においては、「小規模かつ地域分散化」を進めるとともに、多機能化・機能転換を推進することが必要である。

(4)親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進、子どもの自立支援の強化

子どもの将来の自立を見据え、養育方法の改善や虐待の再発防止等について親に指導を行いつつ、親と子どもの関係を修復していくことが必要である。

また、施設や里親等で暮らす子どもが順調に自立して社会で生活していくよう、就労や社会生活面等をきめ細かに支援していくことが必要である。

(5)子ども家庭相談機能の強化

児童虐待相談件数が増加し、保護者や子どもへの対応が複雑化・困難化する中、児童福祉等の改正も踏まえ、子ども家庭相談センターの機能強化および市町や関係機関と連携した県全体の子ども家庭相談体制の充実が必要である。

第3章 基本理念 ~目指す社会の姿~

目指す社会

児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応等、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない支援を行うとともに、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもが安全・安心に暮らしていく社会

3つの基本理念

- 子どもの人権と最善の利益を尊重する社会
- 虐待が起こらない、虐待を見落とさない社会
- 虐待を受けた子どもが、安全・安心に暮らしていく社会

滋賀県児童虐待防止計画（案）概要

第4章 具体的な施策の推進

1児童虐待の未然防止

- 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成
- 子ども自らの人権意識の向上
- 未然防止に有効な子育て支援等の充実

2児童虐待の早期発見・早期対応

- 保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援
- 配偶者等からの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待の予防
- 特に養育の支援が必要な家庭に対する支援

3子どもの保護・ケア

- 虐待事案への迅速かつ適切な対応
- 一時保護機能の充実
- 児童養護施設、里親委託等の受け入れ体制の整備
- 子どもの権利擁護の推進・被虐待児等へのケアの充実

4親子関係の修復・家庭復帰と子どもの自立支援

- 親子関係の修復・家庭復帰
- 子どもの自立支援

5子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化

- 子ども家庭相談センターの機能強化
- 市町との連携
- 関係機関の役割と連携

第5章 計画の推進に向けて

1 それが果たす役割(県、市町、関係機関、県民)

2 計画の推進体制

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

施策を進める3つの視点

1 地域の多様な主体の参画 2 家庭的な養育環境 3 子どもの自立を見据えた切れ目のない支援

| 3 すべての人に 健康と福祉を | | | |
|---|---|---|---|
| 【*】重点取組 | | | |
| 1 地域の多様な主体の参画 2 家庭的な養育環境 3 子どもの自立を見据えた切れ目のない支援 | | | |
| (1)・県民へのオレンジリボンを活用した啓発活動・要保護児童対策連絡協議会による総合的な対策の推進 ・民間団体との協働・地域における見守り活動の推進 | (2)・児童虐待防止に関する学習・啓発・権利擁護の取組・子どものための相談窓口による支援 ・発生要因に対する取組の推進【★】(・思春期からの健康教育の実施・母子保健施策を通じた虐待予防等の推進) (3)・体罰によらない子育ての実施・地域における子育て支援の推進・ショートステイ・トワイライトステイの充実) ・子育てのための相談窓口による支援 | (1)・妊娠期からの切れ目のない支援【★】(・産婦健康診査事業実施体制の推進・妊娠・出産・育児期に特に養育支援を必要とする家庭の連絡体制の再構築)・要支援児童・特定妊婦に関する医療機関から市町への情報提供 ・産後の母子等を支援する仕組み・保健医療従事者の研修機会の確保・要保護児童等の出席状況の把握と安全確認 (2)・広報啓発・再発防止・市町への周知・配偶者暴力相談支援センターとの連携 ・市町を要保護児童対策地域協議会における情報共有・支援連携 ・乳幼児健康診査未受診者、未就園児、不就学児等の把握 (3)・認定子ども園・保育所の利用申込みの勧奨および保育所等入所選考での考慮 ・ショートステイ・トワイライトステイの充実(再掲) | (1)・妊娠期からの切れ目のない支援【★】(・産婦健康診査事業実施体制の推進・妊娠・出産・育児期に特に養育支援を必要とする家庭の連絡体制の再構築)・要支援児童・特定妊婦に関する医療機関から市町への情報提供 ・産後の母子等を支援する仕組み・保健医療従事者の研修機会の確保・要保護児童等の出席状況の把握と安全確認 (2)・広報啓発・再発防止・市町への周知・配偶者暴力相談支援センターとの連携 ・市町を要保護児童対策地域協議会における情報共有・支援連携 ・乳幼児健康診査未受診者、未就園児、不就学児等の把握 (3)・認定子ども園・保育所の利用申込みの勧奨および保育所等入所選考での考慮 ・ショートステイ・トワイライトステイの充実(再掲) |
| (1)・子どもを最優先とした適切な一時保護の実施、解除 (2)・一時保護所の機能充実・子どもの支援・児童養護施設等における一時保護受入体制の強化 (3)・里親委託の推進および里親支援の強化【★】・特別養子縁組の推進 (4)・児童養護施設の高機能化および小規模かつ地域分散化【★】・乳児院および児童養護施設の多機能化・機能転換 ・子どもの状況にあった施設、里親への措置・子どもへの支援(再掲) (4)・権利擁護の取組・施設における子どものケアの充実・強化 | (1)・家庭復帰に向けた取組・再発防止に向けた保護者指導の強化【★】 ・施設、里親、行政の連携による自立支援の仕組みづくり (2)・退所後の自立に向けた就労や社会生活面を支援する仕組みづくり ・大学進学等自立生活支援度支度費、就職度支度費の支給 ・児童自立生活援助事業の支援・身元保証人確保対策事業による支援 | (1)・子ども家庭相談センターの体制強化【★】・アセスメント機能の充実・24時間通告受付・相談体制・48時間以内の安全確認 ・チーム体制による問題解決のための支援の強化・ケースの進行管理の徹底 (1)・虐待家庭等の転入転出に伴う情報提供のルールの徹底・切れ目のない支援・保健・医療・福祉関係機関との連携 ・介入的対応を確実に行うための体制整備・法的対応の強化・医療機能の強化 ・社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会の活用・重症症例の検討・人材確保・育成 (2)・市町との緊密な連携と情報共有・子ども家庭相談センターの専門性を活用した援助 ・県子ども家庭相談室と連携した日常的な支援・子ども家庭相談センターと市町との個別定期協議の実施 ・「市町向け子ども虐待対応マニュアル」の普及・スーパーバイザー派遣の充実 (2)・在宅支援共通アセスメント・ブランディングシートの普及と役割分担の明確化 ・市町職員等の専門性を高めるための研修会の開催・子ども家庭総合支援拠点の設置促進・役割分担の明確化 ・ケースの進行管理・虐待家庭等の転入転出に伴う情報提供のルールの徹底・県と市町の職員の人事交流 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化・中核市の児童相談所設置に向けた取組 (3)・里親、乳児院および児童養護施設との連携・里親支援機関との連携・保健・医療・福祉関係機関との連携 ・性的虐待に関する専門機関との連携・幼稚園・保育所・認定こども園・学校との連携・医療機関との連携 ・児童家庭支援センターとの連携・幼稚園・保育所・認定こども園・学校との連携 | (1)・里親委託率 ・3歳未満 ・3歳以上就学前 ・学童期以降 (2)・乳児院の新規登録者数(世帯) ・中学校区別での認定こども園登録数 (3)・里親の新規登録者数(世帯) ・中学校区別での認定こども園登録数 (4)・乳児院および児童養護施設における一時保護専用施設数 ・小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数 ・乳児院家庭全戸訪問事業実施率 ・市町子ども家庭総合支援拠点設置数 |

滋賀県児童虐待防止計画

【案】

令和 2 年(2020 年) ● 月

滋賀県

目次

| | | |
|----|----------------------------------|--------|
| 1 | 第1章 計画の策定について | - 1 - |
| 2 | 1 計画策定の趣旨 | - 1 - |
| 3 | 2 計画の位置づけ | - 1 - |
| 4 | 3 計画の期間 | - 1 - |
| 5 | 第2章 現状と課題 | - 2 - |
| 6 | 1 現状 | - 2 - |
| 7 | 2 課題 | - 13 - |
| 8 | 第3章 基本理念～目指す社会の姿～ | - 15 - |
| 9 | 第4章 具体的な施策の推進 | - 16 - |
| 10 | 1 児童虐待の未然防止 | - 16 - |
| 11 | 2 児童虐待の早期発見・早期対応 | - 20 - |
| 12 | 3 子どもの保護・ケア | - 23 - |
| 13 | 4 親子関係の修復・家庭復帰と子どもの自立支援 | - 27 - |
| 14 | 5 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化 | - 29 - |
| 15 | 第5章 計画の推進に向けて | - 36 - |
| 16 | 1 それぞれが果たす役割 | - 36 - |
| 17 | 2 計画の推進体制 | - 37 - |
| 18 | 3 点検評価・進行管理・計画の見直し | - 37 - |

1 第1章 計画の策定について

2 ① 計画策定の趣旨

3 近年、親族や地域との関係の希薄化に伴う社会的孤立による育児の負担感や不安感の増大、経済的問題等さまざまな要因により、児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるといった重大な事件も後を絶たないなど、児童虐待は深刻な社会問題となっています。また、昨今の痛ましい児童虐待事件の報道等により、児童虐待に対する社会全体の関心が高まっています。

4 本県では、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもの権利擁護の視点に立って、子どもが安全に安心して暮らしていける社会の構築を目指すことを基本理念として、平成27年(2015年)3月に「滋賀県児童虐待防止計画」を策定し、市町、警察、教育等と連携して、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、迅速かつ適切な子どもの保護・ケア、そして親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援までの切れ目のない総合的な支援に取り組んできたところです。

5 この間、平成28年(2016年)の児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難または適当でない場合は里親やファミリーホームへの委託を進めることとする「家庭養育優先原則」が明記されました。この児童福祉法等の抜本的な改正を受け、平成29年(2017年)8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が示されたところです。

6 また、平成30年(2018年)3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」においては、児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、取組をさらに進めることとされています。

7 このたび、平成27年(2015年)3月に策定した児童虐待防止計画が終期を迎えることに伴い、児童福祉法および児童虐待の防止等に関する法律の改正や、児童虐待をめぐる状況、社会環境の変化、県民ニーズ等を踏まえ、子どもの最善の利益を保障するために見直しを行うとともに、あわせて「滋賀県の家庭的養護推進にかかる方策」(2015~2029年度)を見直し、これらを一体的なものとする新たな計画を策定します。

8 ② 計画の位置づけ

- 9 「滋賀県子ども条例」第12条に基づく滋賀県虐待防止の実施計画
- 10 「淡海・子ども若者プラン」を推進するための実施計画
- 11 「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(厚生労働省通知)に基づく社会的養育推進計画

12 ③ 計画の期間

13 令和2年度(2020年度)～令和11年度(2029年度)の10年間

14 ※計画策定後、5年後に進捗状況の検証結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、取組の促進を図ることとします。

1 第2章 現状と課題

2 1 現状

3 (1) 滋賀県の現状

4 ● 児童虐待¹相談の状況

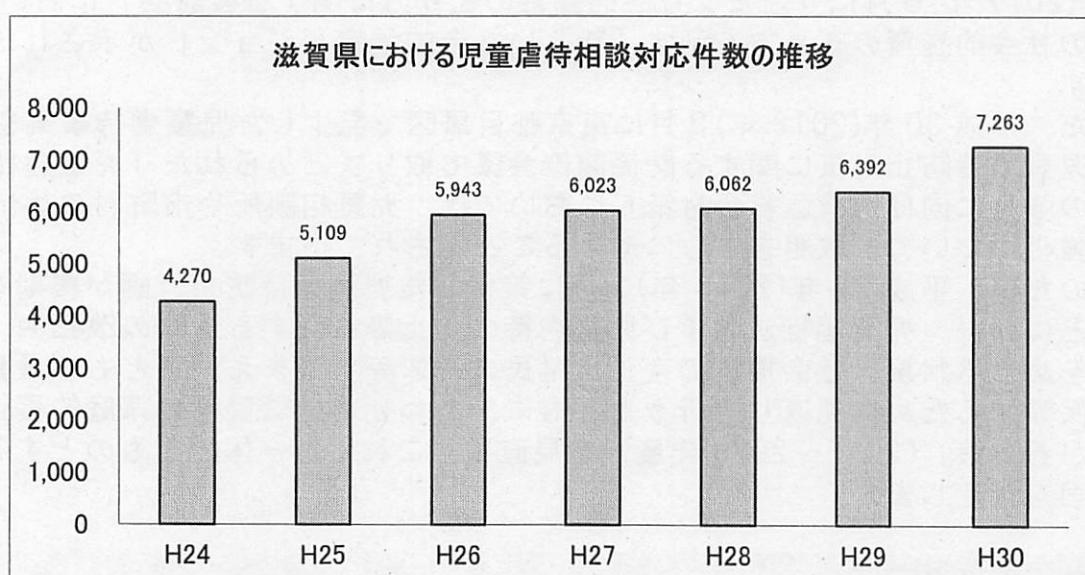
5 平成 30 年度(2018 年度)における子ども家庭相談センター(中央、彦根、大津・
6 高島)および 19 市町の児童虐待に関する相談対応件数は 7,263 件となっており、
7 経済的な問題や社会的孤立の問題など複数の要因を背景に年々増加しています。

8 虐待通告のうち「近隣・知人」から寄せられるものも増加傾向にあり、また、一
9 見しただけでは掴みにくい「ネグレクト」も約 3 割となっていることから、地域
10 社会が、子どもの日常の様子(衣服の衛生状況や摂食の状況等)を注視して見守
11 っていることがうかがえます。オレンジリボンキャンペーン²(街頭啓発)等の取
12 組や、昨今の痛ましい児童虐待事件の報道等により、児童虐待に対する社会全体
13 の関心が高まったことから、児童虐待相談が増加していると考えられます。

14 <児童虐待相談対応件数>

15 ○ 平成 30 年度(2018 年度)の児童虐待相談対応件数は 7,263 件で、前年度比 871
16 件の増(+13.6%)となっています。

17 ※本県では、県内の相談状況の実態をより明らかにするため、市町とセンターの件数を合
18 わせ、そこから市町とセンターが連携して支援・対応している件数を調整したものを公表
19 しています。(センター 2,205 件 + 市町 7,252 件 - 2,194 件(連携分) = 7,263 件)



35 (出典) 子ども・青少年局調査

1 【児童虐待】保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に監護する者をいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う行為で身体的虐待、性的虐待、保護者の怠慢ないし拒否(ネグレクト)および心理的虐待の4種類に分けられます。

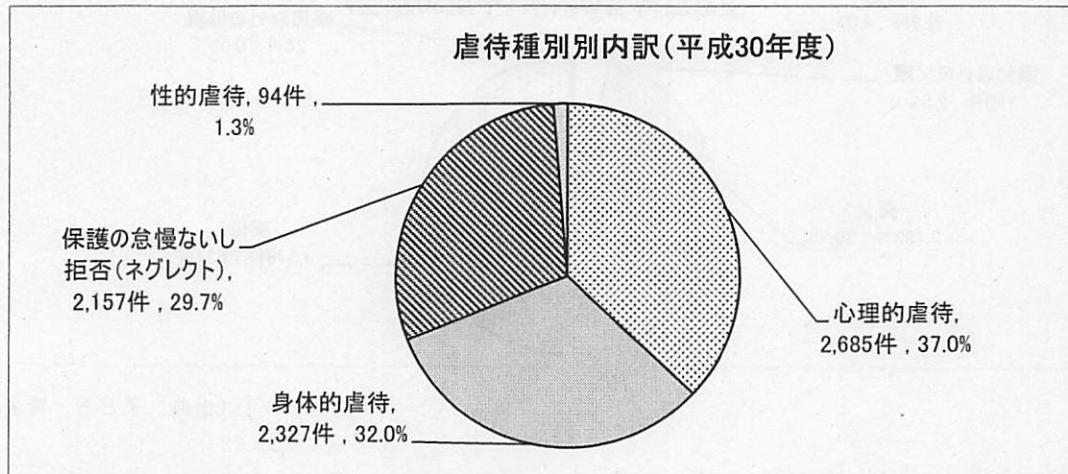
2 【オレンジリボンキャンペーン】平成 16 年(2004 年)9 月、栃木県小山市で起きた、2人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられ亡くなるという悲惨な事件がきっかけとなって、小山市の市民団体が、児童虐待防止を目指して平成 17 年(2005 年)からオレンジリボンによる啓発活動を始めました。

現在では、この運動に対して厚生労働省も後援するなど、全国的に子どもを虐待から守るメッセージリボンとして広がっています。

県では、「オレンジリボンをあなたの胸に」を合言葉に、企業、地域が参加する運動に取り組んでいます。

1 <虐待種別>

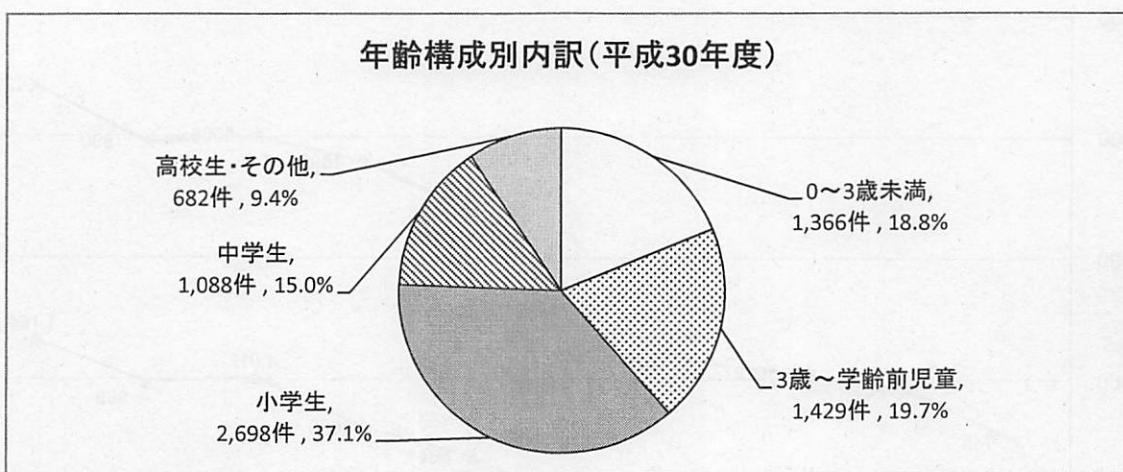
- 2 ○ 虐待の種別としては、平成 30 年度(2018 年度)は「心理的虐待³」が 2,685 件
3 (37.0%) と最も多く、「身体的虐待⁴」が 2,327 件 (32.0%)、「保護の怠慢な
4 いし拒否(ネグレクト)⁵」が 2,157 件 (29.7%)、「性的虐待⁶」が 94 件 (1.3%)
5 となっています。



(出典) 子ども・青少年局調査

<年齢構成別>

- 年齢構成別では、平成 30 年度(2018 年度)は「小学生」が 2,698 件 (37.1%)
と最も多く、「3 歳～学齢前児童」が 1,429 件 (19.7%)、「0 歳～3 歳未満」が
1,366 件 (18.8%)、「中学生」が 1,088 件 (15.0%) と続いています。年齢別
では、0 歳児が最も多くなっています。



(出典) 子ども・青少年局調査

³ 【心理的虐待】児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

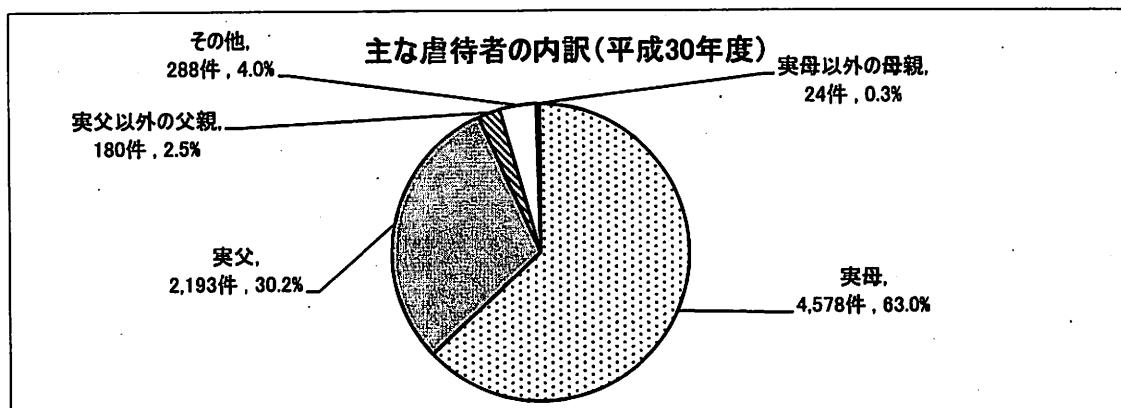
⁴ 【身体的虐待】児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

⁵ 【保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)】児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置などその他の保護者としての監護を著しく怠ること。

⁶ 【性的虐待】児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること。

1 <主な虐待者の内訳>

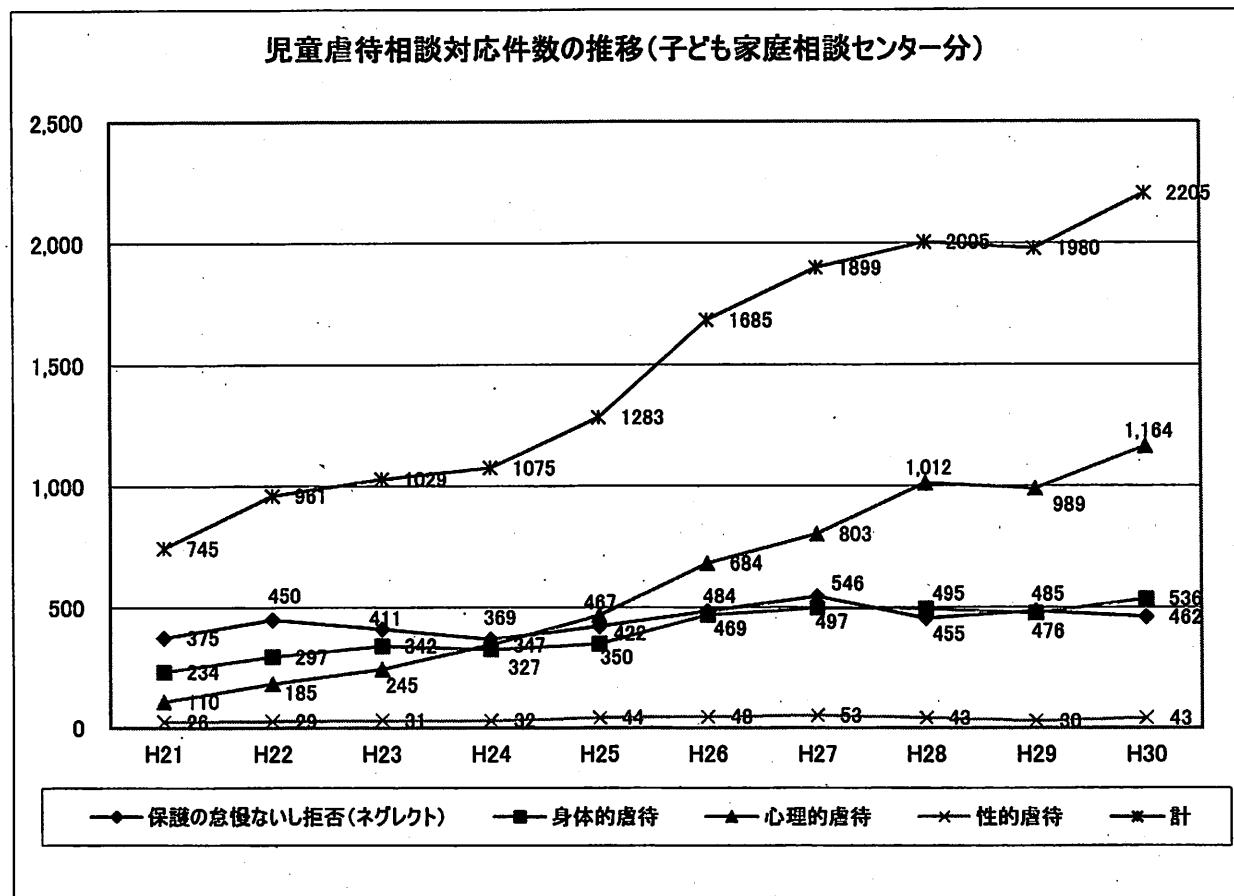
- 2 ○ 平成30年度(2018年度)の主な虐待者の内訳は、「実母」が4,578件(63.0%)、
3 「実父」が2,193件(30.2%)であり、前年度と比較すると「実母」が461件
4 増、「実父」が380件増となっています。

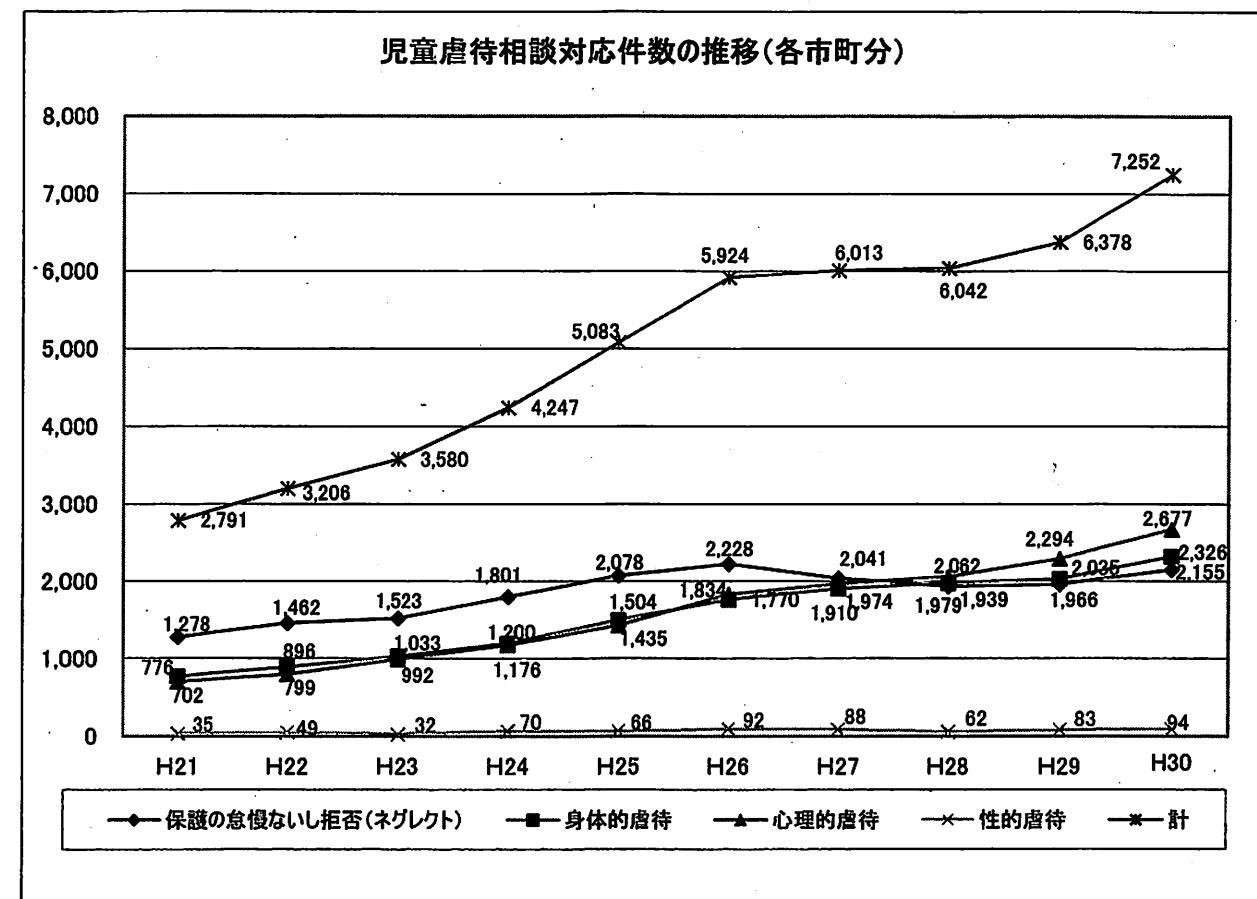


(出典) 子ども・青少年局調査

<児童虐待相談対応件数の推移(子ども家庭相談センター、市町別)>

- 子ども家庭相談センターでは、相談対応件数が増加してきており、特に「心理的虐待」の伸びが大きくなっています。また、市町の相談件数も増加を続けています。





(出典) 子ども・青少年局調査

<子ども家庭相談センターに寄せられた虐待通告件数>

- 平成 30 年度(2018 年度)に子ども家庭相談センターに寄せられた通告件数は、2,164 件で、前年度より 168 件増となっており、「警察等」からの通告が 1,191 件 (55.0%) と最も多くなっています。

子ども家庭相談センターに寄せられた虐待通告件数

(件)

| | 家族 | 親戚 | 近隣 ・ 知人 | 市町 | 児童 委員 | 医療 機関 | 保育所 | 警察等 | 幼稚園 | 学校等 | その他 | 計 |
|-------------|------|------|---------------|------|----------|----------|------|-------|------|------|------|--------|
| H28 | 37 | 28 | 412 | 215 | 4 | 70 | 35 | 831 | 0 | 168 | 143 | 1,943 |
| H29 | 47 | 21 | 384 | 107 | 0 | 45 | 35 | 1,058 | 4 | 217 | 78 | 1,996 |
| H30 | 93 | 54 | 444 | 12 | 0 | 70 | 1 | 1,191 | 1 | 213 | 85 | 2,164 |
| H30構成比率 | 4.3% | 2.5% | 20.5% | 0.6% | 0.0% | 3.2% | 0.0% | 55.0% | 0.0% | 9.8% | 3.9% | 100.0% |
| 増減(H30-H29) | 46 | 33 | 60 | △ 95 | 0 | 25 | △ 34 | 133 | △ 3 | △ 4 | 7 | 168 |

(出典) 子ども・青少年局調査

○ 一時保護所での「保護件数」は 329 件で、前年度より 11 件増となっており、
「1 日あたりの平均保護人数」は 22.9 人と 1.0 人減となっています。また、「一人あたりの平均在所日数」は 25.4 日で、前年度より 2.1 日減となっています。
「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は 25.7 日で、前年度より 7.2 日短くなっています。

一時保護所における一時保護件数等

| | 保護件数(件) | 1日平均保護人数(人) | | 1人平均在所日数(日) | |
|-------------|---------|----------------------|----------------------|-------------|--------------------|
| | | 左のうち 虐待ケースの 件数 | 左のうち 虐待ケースの人 数 | | 虐待ケー スの平均人 数 |
| H28 | 280 | 182 | 21.7 | 15.6 | 28.3 |
| H29 | 318 | 186 | 23.9 | 16.7 | 27.5 |
| H30 | 329 | 197 | 22.9 | 13.9 | 25.4 |
| 増減(H30-H29) | 11 | 11 | △ 1.0 | △ 2.8 | △ 2.1 |
| | | | | | △ 7.2 |

(出典) 子ども・青少年局調査

● 社会的養護⁷の状況

滋賀県には乳児院⁸が 1 か所、児童養護施設⁹が 4 か所、児童心理治療施設¹⁰が 1 か所、児童自立支援施設¹¹が 1 か所、障害児入所施設が 4 か所、指定発達支援医療機関が 1 か所あり、平成 30 年度(2018 年度)末時点において措置¹²している子どもは、県外施設を合わせて 291 人、里親¹³家庭、ファミリーホーム¹⁴で生活する子どもは 96 人となっています。施設や里親等へ措置等を行う子どものうち約 6 割は被虐待児童であること、虐待は非行問題等にも関係してくることなどから、増加を続ける児童虐待相談への対策が喫緊の課題となっています。

⁷ 【社会的養護】保護者がいない場合や虐待などで保護者に監護させることが不適当な場合などに、子どもを社会の責任で養育し、保護すること。児童養護施設や里親などによる養護を指すだけでなく、家庭で過ごすそのような子どもに対する地域の社会資源（保育所、学校等）による養護や支援も含めて広義に捉えています。

⁸ 【乳児院】乳児（特に必要な場合、幼児も含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

⁹ 【児童養護施設】保護者のない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を要する子どもを入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設

¹⁰ 【児童心理治療施設】心理的・情緒的不適応が生じた子どもを短期間、入所させ、または通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を行い、あわせて退所した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設

¹¹ 【児童自立支援施設】不良行為をなし、またはなすおそれのある子どもおよび家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、個々の子どもの状況に応じて、必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設

¹² 【措置】法律上の施策を具体化する行政行為およびその施策の総称。施設への措置という場合は、施設へ入所させるという行政行為のこと。

¹³ 【里親】何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する者。児童福祉法に基づく制度で、県が認定を行う。

¹⁴ 【ファミリーホーム】児童福祉法で定める小規模住居型児童養育事業のこと。里親や児童養護施設等で子どもの養育経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、複数の子どもを養育する事業。

1

施設および措置児童数

| 区分 | 県内の施設数等 | 措置児童数 | 県外の施設数等 | 措置児童数 | 措置児童数計 | 一時保護委託児童数 |
|----------------------------------|---------|-------|---------|-------|--------|-----------|
| 里親 | 41家庭 | 49人 | 1家庭 | 1人 | 50人 | 28人 |
| ファミリーホーム | 15か所 | 46人 | 0か所 | 0人 | 46人 | 46人 |
| 小計 | | 95人 | | 1人 | 96人 | 74人 |
| 保育院 | 1か所 | 29人 | 0か所 | 0人 | 29人 | 63人 |
| 児童養護施設 (地域小規模児童養護施設を含む) | 4か所 | 137人 | 8か所 | 16人 | 153人 | 52人 |
| 小計 | | 166人 | | 16人 | 182人 | 115人 |
| 児童心理治療施設 | 1か所 | 39人 | 0か所 | 0人 | 39人 | 10人 |
| 児童自立支援施設 | 1か所 | 8人 | 2か所 | 2人 | 10人 | 2人 |
| 障害児入所施設 | 4か所 | 51人 | 6か所 | 7人 | 58人 | 17人 |
| その他の施設等 (指定児童自立支援施設、自立支援ホーム等) | | 2人 | | | 2人 | 9人 |
| 小計 | | 100人 | | 9人 | 109人 | 38人 |
| 合計 | | 381人 | | 26人 | 387人 | 227人 |

※措置児童数は、平成30年度末現在、一時保護委託児童数は平成30年度対応数。

(出典)子ども・青少年局調査

2

3

4

5 <里親登録数の推移>

6 ○ 里親登録数は、専門里親は減少傾向、親族里親は増加傾向となっており、総
7 数としては横ばい傾向にあります。

8

里親登録者の推移

(家庭数)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 養育里親 | 162 | 158 | 156 | 160 | 155 |
| 専門里親 | 14 | 14 | 14 | 9 | 7 |
| 親族里親 | 2 | 1 | 4 | 4 | 5 |
| 養子縁組里親 | 57 | 65 | 68 | 46 | 56 |
| 合計(※) | 181 | 183 | 181 | 178 | 177 |

※複数の区分に登録している場合があるため、内訳の計と合計は一致しない。

(出典)子ども・青少年局調査

9

10

11

12

13

14

15

16

17

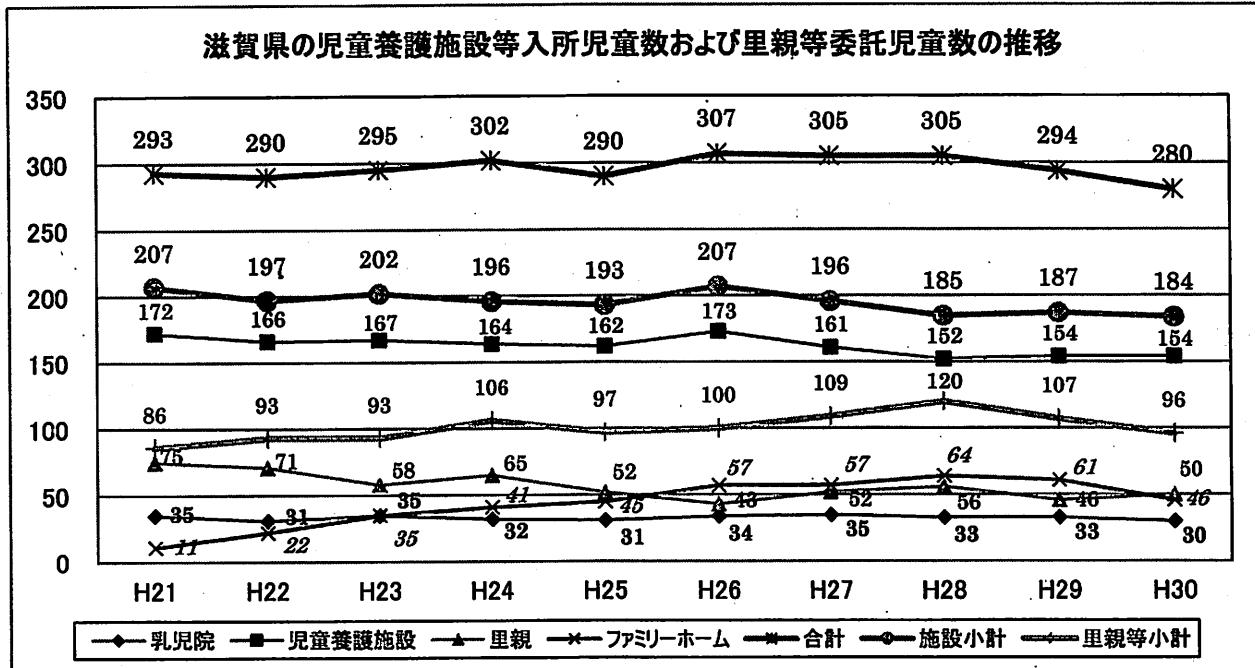
18

19

20

1 <乳児院および児童養護施設入所児童数ならびに里親等委託児童数>

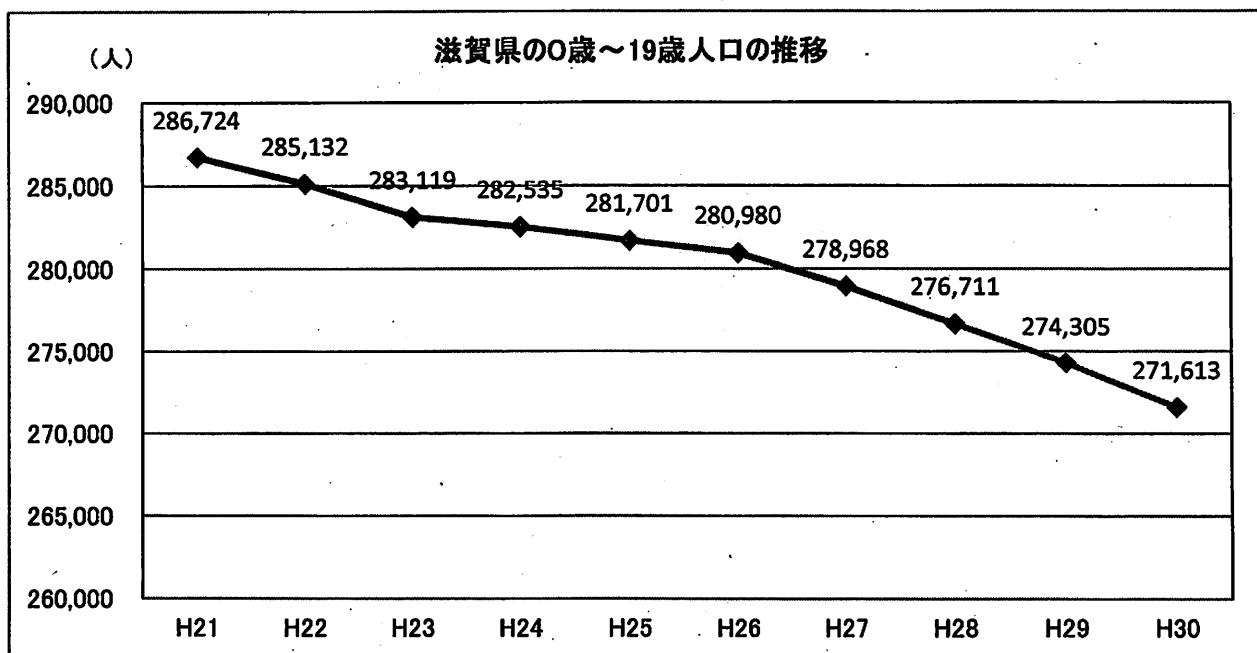
- 2 ○ 児童養護施設への入所児童数はやや減少傾向となっています。
- 3 ○ 経験ある里親がファミリーホームを開設するケースが増えたことで、里親への
4 委託児童が減少し、ファミリーホームへの委託児童が増加しています。
- 5 ○ 乳児院および児童養護施設入所児童数と里親等への委託児童数の合計はほぼ
6 横ばいで推移しています。



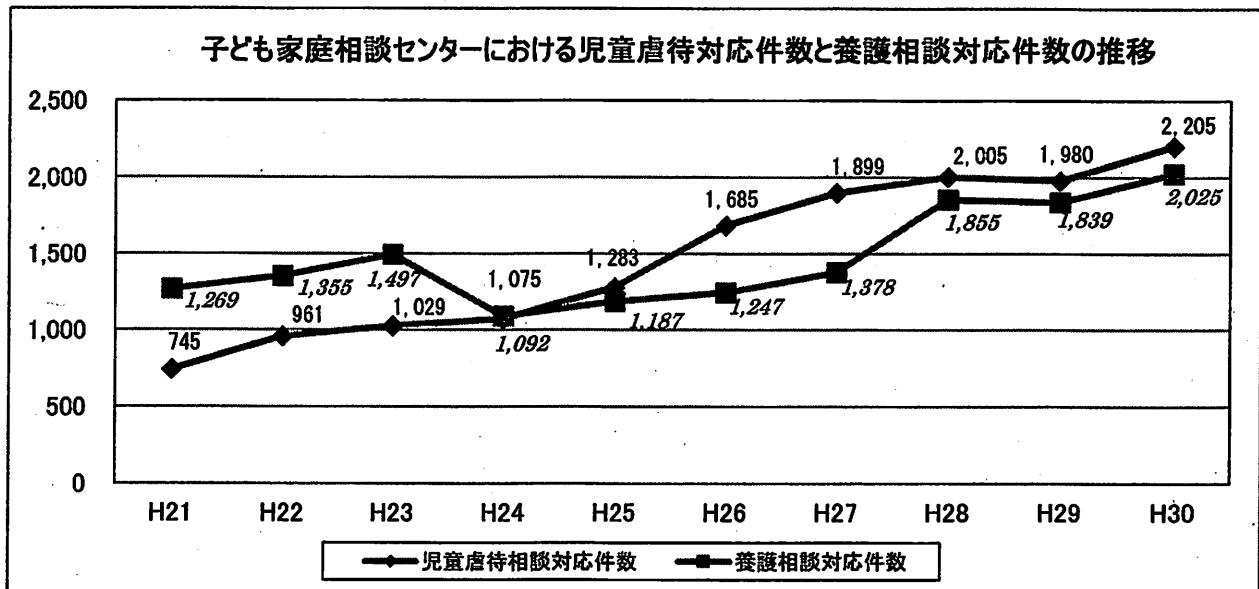
(出典) 福祉行政報告例

9 <滋賀県の0～19歳人口の推移>

- 10 ○ 代替養育の対象となる20歳未満の人口は、平成21年度(2009年度)から平
11 成30年度(2018年度)にかけて減少し続けています。



- 1 <子ども家庭相談センターにおける児童虐待相談対応件数と養護相談対応件数の推移>
2 ○ 本県の子ども家庭相談センターにおける児童虐待対応件数と養護相談対応件
3 数は、増加傾向にあります。
4



5 (出典) 福祉行政報告例
6
7

- 8 ○ こうした中、乳児院および児童養護施設への入所児童数、里親およびファミ
9 リーホームへの委託児童数の合計は、ほぼ横ばいで推移しています。これ
10 は、0歳～19歳人口の減少が入所等児童数の減少要因となってきた一方、
11 児童虐待対応件数および養護相談対応件数の増加が入所等児童数の増加要因
12 となってきたことが原因として考えられます。
13 ○ 代替養育を必要とする子どもの数の減少要因である0歳～19歳人口の減少
14 傾向は今後も続くことが見込まれ、増加要因である児童虐待相談対応件数お
15 よび養護相談対応件数の増加傾向についても、今後も続くことが見込まれま
16 す。そのため、乳児院および児童養護施設入所児童数ならびに里親等委託児
17 童数についても横ばいの傾向が続くと見込まれることから、代替養育を必要
18 とする子どもの見込み数は300人程度で推移すると見込まれます。
19

20 (2)国の動きや社会情勢の変化

21 平成28年(2016年)の児童福祉法改正において、児童が家庭において健やかに
22 養育されるよう、保護者を支援すること、ただし、家庭における養育が適当でな
23 い場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養
24 育されるよう、必要な措置を講ずることとされました。
25 また、昨今の虐待相談件数の増加、平成30年(2018年)3月の東京都目黒区の
26 事案、平成31年(2019年)1月の千葉県野田市の事案等を踏まえ、児童虐待防止
27 対策の抜本的強化を図るため、児童相談所の機能強化などを盛り込んだ改正児童
28 虐待防止関連法が、令和元年(2019年)6月19日に可決、成立しました。

1 **児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について**

2 **平成 28 年(2016 年)6月3日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知**

3 全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援
4 まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、
5 母子健康包括支援センター（通称：子育て世代包括支援センター）の全国
6 展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講
7 することとされています。

8 **『改正の概要』**

9 **I 児童福祉法の理念の明確化等**

10 児童の福祉を保障するための原理の明確化、
11 家庭と同様の環境における養育の推進 等

12 **II 児童虐待の発生予防**

13 子育て世代包括支援センターの法定化、
14 母子保健施策を通じた虐待予防 等

15 **III 児童虐待発生時の迅速・的確な対応**

16 市町村における支援拠点の整備、市町村の要保護児童対策地域協議会
17 の機能強化、児童相談所設置自治体の拡大、児童相談所の体制強化、
18 児童相談所の権限強化 等

19 **IV 被虐待関係機関間の連携強化**

20 親子関係再構築支援、里親委託等の推進、18 歳以上の者に対する支
21 援の継続 等

22 **「都道府県社会的養育推進計画」の策定について**

23 **平成 30 年(2018 年)7月6日厚生労働省子ども家庭局長通知**

24 平成 28 年(2016 年)の児童福祉法改正において、子どもが権利の主体であるこ
25 とが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されています。

26 国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよ
27 う、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適當
28 でない場合には、パーマネンシー¹⁵保障となる特別養子縁組¹⁶、普通養子縁組¹⁷、
29 代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委
30 託を進める（家庭養育優先原則）こととされました。そして、これらが適当でな
31 い場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化
32 された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規
33 模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、施設の小規
34 模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されました。

15 【パーマネンシー】恒久的な養育環境。

16 【特別養子縁組】養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。

17 【普通養子縁組】養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消せずに、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。

1 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」

2 **平成 30 年(2018 年)7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議**

3 平成 30 年(2018 年)3 月の東京都目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、緊
4 急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や、子
5 むもの安全確認を早急に行うとともに、児童相談所や市町村の体制と専門性強化
6 について、取組をさらに進めることとされています。

7 **《緊急に実施する重点対策》**

- 8 I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
- 9 II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底
- 10 III 児童相談所と警察の情報共有の強化
- 11 IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の
12 実施、解除
- 13 V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施
- 14 VI 「児童虐待防止対策総合強化プラン」の策定

15 **児童虐待防止対策総合強化プラン**

16 **平成 30 年(2018 年)12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定**

17 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年(2018 年)7 月
18 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）に基づき、児童相談所や市町村
19 の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めるため、
20 2019 年度から 2022 年度までを対象期間とした「児童虐待防止対策体制総合強
21 化プラン（新プラン）」が策定されています。

22 **【児童相談所の体制強化】**

23 (1) 児童福祉司¹⁸の増員

- 24 ① 児童相談所人口当たりの配置基準の見直し
- 25 ② 里親養育支援児童福祉司・市町村支援児童福祉司の配置

26 (2) スーパーバイザー¹⁹の増員

27 (3) 児童心理司²⁰の増員

28 (4) 保健師の増員

29 (5) 弁護士の配置等

30 (6) 一時保護の体制強化

31 **【児童相談所の専門性強化】**

32 **【市町村の体制強化】**

18 【児童福祉司】子ども家庭相談センターに配置される任用資格を持った専門職員。子どもの福祉に関する事項について、子どもや保護者などからの相談に応じ、必要な調査、社会診断を行い、助言指導、施設入所などの支援を行います

19 【スーパーバイザー】児童福祉司およびその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行う人

20 【児童心理司】子ども家庭相談センターに配置される心理の専門職員。子どもの福祉に関する事項の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察などによって、心理診断などを行います。また、カウンセリングや遊戲療法などの心理療法を行い、課題の解決を支援します

- 1 (1) 子ども家庭総合支援拠点²¹の強化
2 (2) 要保護児童対策地域協議会²²の強化
3 【市町村の専門性強化】

5 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について

6 平成 31 年(2019 年)2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

7 平成 31 年(2019 年)1 月の千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優
8 先に、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」について、児童相談所
9 および学校における子どもの緊急安全確認等を実施し、抜本的な体制強化を図る
10 こととされています。

12 児童虐待防止対策の抜本的強化について

13 平成 31 年(2019 年)3月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

14 平成 30 年(2018 年)7 月 20 日には「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総
15 合対策」を決定したほか、同年 12 月 18 日には新プランを策定するなど、児童
16 虐待防止対策に関する取組を進めることとされていたが、平成 31 年 1 月に千葉
17 県野田市において、関係機関が関わりながら児童虐待による死亡事件が発生する
18 など、深刻な状態が続いていることを受け、「『児童虐待防止対策の強化に向け
19 た緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定されています。

21 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に
22 ついて

23 令和元年(2019 年)6月 26 日内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長通知

24 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化
25 及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずることとされています。

26 《改正の概要》

27 I 児童の権利擁護

28 親権者等による体罰の禁止、児童相談所の業務の明確化、
29 児童福祉審議会における児童等の意見聴取の際の配慮 等

30 II 市町村及び児童相談所の体制強化等

31 児童相談所の介入機能と支援機能の分離、弁護士の配置等、
32 児童福祉司およびスーパーバイザーの配置基準等

33 III 児童相談所の設置促進

34 児童相談所の管轄区域の算定基準、中核市及び特別区に対する児童相
35 談所の設置支援 等

36 IV 関係機関間の連携強化

37 連携強化すべき関係機関の明確化、DV 対応と児童虐待対応との連携
38 強化等

21 【子ども家庭総合支援拠点】市町が子どもや妊産婦の福祉に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する拠点。（児童福祉法第 10 条の 2）

22 【要保護児童対策地域協議会】福祉、保健、医療、教育、および警察などの関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援に関する協議、調整を行う組織。（児童福祉法第 25 条の 2）

② 課題

(1)児童虐待の未然防止

児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成が必要です。

また、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えていく必要があります。

児童養護施設等に措置等となった子どもで「子どもの権利ノート²³」の内容を知らない子どもも少なくないことから、「子どもの権利ノート」の周知など子どもが守られる権利を学べるよう支援する必要があります。

(2)児童虐待の早期発見・相談体制の充実

保健・福祉・医療・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握し、児童虐待の重篤化を防ぐために、連携して早期発見と早期対応に取り組む必要があります。

(3)子どもの家庭的な養育環境の充実

子どもは、本来、安全で安心して暮らすことができる環境の中で、保護者を中心とする大人との愛着が形成され、心身ともに健やかに育つことが求められます。

家庭での適切な養育が受けられない子どもたちについては、「家庭養育優先原則」を踏まえ、より家庭的な環境で生活していくよう、里親委託や特別養子縁組を推進することが必要です。

また、児童養護施設においては、近隣住民との適切な関係を保持しつつ家庭的な環境の中で生活体験を積むことができるよう、子どもの生活の場を本体施設から地域の中の住宅地などの小規模な施設に分散化させる「小規模かつ地域分散化」を進めるとともに、乳児院および児童養護施設においては、里親支援や在宅支援の強化など、地域社会の貴重な資源として多機能化・機能転換を推進することが必要です。

これらの取組を進めるにあたっては、あわせて乳児院および児童養護施設における人員の確保・育成についても推進する必要があります。

(4)親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進、子どもの自立支援の強化

子どもは本来、家庭的な環境のもと安全に安心して成長していくべきものです。

²³ 【子どもの権利ノート】児童養護施設等で暮らしている子どもに、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること、権利の侵害に対しては救済が保障されていること」を伝えるためのノート。全国のほとんどの自治体において作成されており、滋賀県においても、平成17年度（2005年度）に滋賀県児童養護施設協議会（現滋賀県児童福祉入所施設協議会）の協力を得て作成し、平成18年度（2006年度）から児童養護施設等の全ての子どもに配付しています。

1 虐待により、一旦児童養護施設等や里親に措置等をされても、子どもの将来の
2 自立を見据え、養育方法の改善や虐待の再発防止等について親に指導を行いつ
3 つ、親と子どもの関係を修復していくことが必要です。

4 また、施設入所等の措置等を解除しようとするときには、当該子どもの家庭環
5 境を十分勘案し、子ども家庭相談センターや、市町、関係機関（関係団体を含
6 む。本計画において以下同じ。）がそれぞれの役割のもと連携して地域で子ども
7 を見守り、切れ目のない支援をしていくことが必要です。

8 親子関係の修復・家庭復帰は子どもの福祉にとって最も望ましいことですが、
9 必ずしも、そのように進まないことがあります。しかし、保護者の援助を受けら
10 れない場合、自立して生活していくにあたり、住居や進学、就職等様々な場面で
11 困難に直面することが予想されます。

12 子どもが家庭に戻れない場合には、児童養護施設等を退所後、または里親委託
13 解除後、順調に自立して社会で生活していくよう、引き続き、就労や社会生活
14 面等をきめ細かに支援していくことが必要です。

15

16 (5)子ども家庭相談機能の強化

17 児童虐待相談が増加を続けていること、また、その背景として、経済的な問題
18 や社会的孤立の問題などの複数の要因が複雑に絡みあっている状況があり、児童
19 虐待の問題は、さらに容易に解決できるものではなくなっています。

20 このため、子ども家庭相談センターには組織としての高い専門性を発揮できる
21 よう機能強化が必要であるとともに、市町や関係機関と連携し、県全体の子ども
22 家庭相談体制の充実が必要です。

23 また、子ども家庭相談センターは、児童福祉向上のために、子どもや家族の問
24 題に幅広く対応することが求められており、期待されている役割を果たすためには、
25 児童福祉司や児童心理司等、その機能が十分に発揮できる組織体制が必要で
26 す。

1 第3章 基本理念～目指す社会の姿～

2
3 児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長および人格の形成に
4 重大な影響を与え、命を失う場合があるとともに、将来の世代の育成にも懸念を
5 及ぼします。

6 このため、県や市町、子どもに関わる関係機関は、それぞれの役割を果たし、専
7 門性を發揮し、連携して、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応等、子どもの
8 保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない支援
9 を行います。

10 本計画では、平成28年の児童福祉法改正において、子どもが権利の主体である
11 ことが明確化されたことを踏まえるとともに、子どもにとって最も安心できるは
12 ずの暮らしの場で、また最も愛されるべき保護者から受ける虐待は決して許され
13 るべきものではないという思い、また社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を
14 蘭成し、子どもが安全・安心に暮らしていける社会を構築する必要性から、次に
15 掲げる3つの社会を目指します。

16
17 **3つの基本理念**

18
19 **1 子どもの人権と最善の利益を尊重する社会**

20
21 **2 虐待が起こらない、虐待を見落とさない社会**

22
23 **3 虐待を受けた子どもが、安全・安心に暮らせる社会**

1 第4章 具体的な施策の推進

2 基本理念の目指す社会を実現するために、次の3つの視点を大切に、施策を進
3 めてまいります。

4

5 施策を進める3つの視点

6 **1 地域の多様な主体の参画**

7 **2 家庭的な養育環境**

8 **3 子どもの自立を見据えた切れ目のない支援**

9

10 **児童虐待の未然防止**

11 **基本目標**

12 児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、子どもや保護者が必要な支
13 援につながる取組により、児童虐待を起こさない地域づくりを進めます。

14

15 **施策の方向性**

16 児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育てて
17 いくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り
18 組む意識の醸成を進めます。

19 児童虐待は、①保護者の養育能力や社会的未熟、②経済的困窮や育児の過重負
20 担、③親族・地域との関係の希薄化に伴う社会的な孤立、④保護者から見た子
21 もの育てにくさなど、これらが複雑に絡み合って生じることが多いことから、児
22 童虐待を起こさない社会の実現に向けて、子育ての負担感、不安感を少なくする
23 ため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域
24 の様々な関わりの中で支えていきます。

25

26 **具体的取組**

27 **(1)児童虐待防止に向けた県民意識の醸成**

28 ○ **県民へのオレンジリボンを活用した啓発活動**

- 29 • 社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市町、関係機関、および
30 企業などと協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動を実施します。
- 31 • 5月の「児童福祉月間」、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に街頭啓発
32 などの啓発活動を実施します。
- 33 • 児童虐待防止へ理解を深め、県民の主体的な行動につなげることを目的として
34 学校、企業、および地域への出前講座を実施します。

35 ○ **要保護児童対策連絡協議会による総合的な対策の推進**

- 36 • 福祉、保健、医療、教育、警察、司法などの関係機関で構成する滋賀県要保護
37 児童対策連絡協議会において、関係機関における児童虐待防止のための取組の
38 充実と連携の強化を図ります。

- 1 • 11月の「児童虐待防止推進月間」に向けて、キャラバン隊を編成し、各市町を
2 巡りオレンジリボンを活用した啓発活動を実施し、市町における児童虐待防止
3 に向けた取組を支援します。

4 ○ 民間団体との協働

- 5 • 児童虐待防止活動を行う民間団体と連携して啓発活動を推進するとともに、こ
6 れらの団体の活動に対して支援を行います。

7 ○ 地域における見守り活動の推進

- 8 • 児童虐待防止活動について、民生委員・児童委員をはじめとする地域住民の参
9 画を促し、地域における見守り活動の推進を図ります。

10 (2)子ども自らの人権意識の向上

11 ○ 児童虐待防止に関する学習・啓発

- 12 • 子どもが権利擁護に関する意識を高め、子ども自らが暴力から身を守る力をつ
13 けるプログラム（C A P等）の普及を促進します。

14 ○ 権利擁護の取組

- 15 • 滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会²⁴による実地
16 調査を行い、子どもが施設等で安心して生活できるよう支援します。
17 • 児童養護施設等に措置等となった子どもに対し、「子どもの権利ノート」を活
18 用し、子どもが守られる権利を学べるよう支援します。
19 • 児童養護施設、里親等の代替養育を受けている子どもを対象に、施設や里親等
20 のもとの暮らしに関するアンケートを実施します。
21 • 子ども家庭相談センターは、代替養育に関する措置や施策の利用の決定にあた
22 っては、子どもに丁寧に説明をし、意見を聴取するとともに方針決定にできる
23 だけ反映させるよう努めます。
24 • 当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌みとる方策、子どもの権利を代
25 弁する方策については、国の調査研究の結果を踏まえながら検討していきます。

26 ○ 子どものための相談窓口による支援

- 27 • 子どもの「助けてサイン」を受け止めるため、子ども・子育て応援センター（こ
28 ころんかいやる）において、子どもの悩み相談に応じるとともに、必要に応じ
29 て、適切な支援を受けることができるよう関係機関につなぎます。
30 • 子育て女性健康支援センターにおいて、電話相談や面談などにより、助産師が
31 思春期や妊娠、出産および子育てに関する相談に応じるとともに、必要に応じ
32 て、適切な支援を受けることができるよう、関係機関につなぎます。
33 • 若年層をはじめとした多様な方が、気軽に相談できて、適切な支援につながる
34 ようS N S²⁵の活用を検討します。

24 【滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会】年1回、全児童養護施設等を訪問し、実地調査や職員および子どもとの意見交換を行った後、子どもの権利擁護について評価するとともに、必要な助言指導を行う第三者（弁護士、臨床心理士、学識経験者等）により構成される滋賀県子ども若者審議会の部会

25 【S N S】ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士
が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

1 (3)未然防止に有効な子育て支援等の充実

2 ≪発生要因に対する取組の推進≫【重点】

3 ○思春期からの健康教育の実施

- 4 望まない妊娠や性感染症等思春期の子どもたちを取り巻く様々な健康問題、少
5 子化、核家族化等による育児不安の増加などから、生命の尊厳の理念に基づい
6 た健康教育の実施や、思春期からの健康の保持増進および妊娠や子育てに関する正しい知識について普及啓発を行います。
- 7
- 8 予期せぬ妊娠をして1人で抱え込むことがないよう、妊娠期からの相談窓口に
9 ついて、周知を図ります。

10 ○母子保健施策を通じた虐待予防等の推進

- 11 母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、
12 乳児家庭全戸訪問事業²⁶などの機会をとおして、地域とつながり、地域の支え
13 の中で保護者が育児ができるよう相談指導の充実を図ります。
- 14 産後うつの予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業²⁷や産後ケ
15 ア事業²⁸を実施する市町の増加に向けた支援を行います。
- 16 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見・早期対応を
17 図るため、医療機関と市町の連絡体制の再構築を行い、市町の取組を強化しま
18 す。

19 ○体罰によらない子育ての推進

- 20 乳幼児健康診査の場や、子育て支援拠点、保育所、学校等を活用し、児童のし
21 つけに際して、体罰を加えてはならないこと²⁹、体罰や暴力が子どもに及ぼす
22 悪影響や体罰によらない子育てについて啓発を行います。

23 ○地域における子育て支援の推進

- 24 子育ての不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、子育て中の保護
25 者同士の交流の場の提供やネットワークづくりなどにより、子育ての不安感、
26 負担感、孤立感を軽減するための支援を充実します。

27 ○ショートステイ・トワイライトステイの充実

- 28 育児に過重な負担がかかる時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭等が、定期的
29 または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を受けら
30 れる体制を整えるため、市町に対しショートステイ・トワイライトステイの実
31 施を促進します。
- 32 市町がショートステイ事業を実施するにあたって、児童養護施設等や里親等を
33 活用できるよう支援します。

26 【乳児家庭全戸訪問事業】生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などをを行う事業（児童福祉法第6条の3第4項）

27 【産婦健康診査事業】産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況および精神状態の把握等）

28 【産後ケア事業】産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子および乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの

29 【親権者等による体罰の禁止】児童虐待の防止に関する法律（児童虐待防止法）の一部改正（令和元年6月26日公布）により、「児童の親権を行うものは児童のしつけに際して、体罰を加えることそのた民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。」とされた。（令和2年4月施行）

1 ○ 子育てのための相談窓口による支援

- 2 • 子ども・子育て応援センター（こころんかいやる）において、電話相談や面談
3 により、子育てに関する悩み相談等に応じるとともに、必要に応じて、適切な
4 支援を受けることができるよう、関係機関につなぎます。
- 5 • 若年層をはじめとした多様な方が、気軽に相談できて、適切な支援につながる
6 ようSNSの活用を検討します。

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

②児童虐待の早期発見・早期対応

基本目標

保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組み、児童虐待の重篤化を防ぎます。

5

施策の方向性

保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していく必要があります。

このため、市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。

11

具体的取組

(1)保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援

○妊娠期からの切れ目のない支援【重点】

- 母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの機会をとおして、地域とつながり、地域の支えの中で保護者が育児をできるよう相談指導の充実を図ります。(再掲)
- 乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行う乳児家庭全戸訪問事業の実施を促進します。また、支援が必要な家庭に対しては、関係機関が連携して、訪問による指導・助言等を行うなどの取組を進めます。
- 支援を拒否する場合や、支援の利用に同意が得られない場合には、丁寧なフォローアップと相手の状況に合わせた支援の促しを行うとともに、把握した状況から、支援の必要性を検討し、適切な支援につなげていきます。
- 市町における子育て世代包括支援センターの整備、相談機能の充実に向けた取組を推進します。
- 虐待の発生や深刻化を防ぐために、市町と連携した妊娠産婦の支援等について、重要な役割を担う児童家庭支援センター³⁰の機能強化を図ります。
- 市町の母子保健の窓口で、児童相談所虐待対応ダイヤル189をお知らせするカードを配布してもらうことにより、児童虐待相談窓口の周知を図るよう働きかけます。
- 産後うつの予防や乳児への虐待予防を図るために、産婦健康診査事業³¹や産後ケア事業³²を実施する市町の増加に向けた支援を行います。

34

³⁰ 【児童家庭支援センター】児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的援助が必要な知識および技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うほか、保護を要する児童またはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭福祉の向上を図ることを目的とした機関。

³¹ 【産婦健康診査事業】産後2週間、産後1ヶ月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況および精神状態の把握等）

³² 【産後ケア事業】産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子および乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの

- 1 ・ 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見・早期対応を
2 図るため、医療機関と市町の連絡体制の再構築を行い、市町の取組を強化しま
3 す。(再掲)

4 ○ **要支援児童³³・特定妊婦³⁴に関する医療機関から市町への情報提供**

- 5 ・ 医療機関に対し、出産前も含め早期に養育支援を行うことが必要であると判断
6 した家庭について、市町へ情報提供し、情報を共有していくよう働きかけます。

7 ○ **産後の母子等を支援する仕組み**

- 8 ・ 妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な
9 時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子やその家族への支
10 援を推進します。

11 ○ **保健医療従事者の研修機会の確保**

- 12 ・ 市町における産前・産後サポート事業や産後ケア事業の取組が推進されるよう、
13 従事者の資質向上のための研修会を開催します。
14 ・ 保健医療従事者の協力を得て、要支援児童・特定妊婦がいる家庭の早期発見、
15 支援の強化ができるよう、関係者の研修機会を確保します。

16 ○ **要保護児童³⁵等の出席状況の把握と安全確認**

- 17 ・ 早期発見・早期対応のため保育所や学校から市町、子ども家庭相談センターに
18 定期的な情報提供が行われるよう連携を図るとともに、研修等の実施により資
19 質の向上を図ります。

21 (2) **配偶者等からの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待の予防**

22 ○ **広報啓発・再発防止**

- 23 ・ 子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為ではなくて
24 も、子どもに深刻な影響を与える児童虐待となることについて広く啓発する
25 とともに、通告があった際には、個別に指導を行い、再発防止に取り組みま
26 す。

27 ○ **市町への周知**

- 28 ・ 児童虐待相談を担当する部署と、DV相談を担当する部署が連携し、情報交
29 換を行い、早期に相談対応するよう徹底していきます。

30 ○ **配偶者暴力相談支援センターとの連携**

- 31 ・ 子ども家庭相談センターにおいて、配偶者暴力相談支援センターと連携し、
32 必要に応じて、子どもに対する心理的なケアを行います。
33 ・ 子ども家庭相談センターが支援している児童の家庭にDVの疑いがある場合
34 には、配偶者暴力相談支援センターと連携して、必要な支援を行います。

33 【要支援児童】保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）（児童福祉法第6条の3）

34 【特定妊婦】出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3）

35 【要保護児童】保護者のない児童、または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（児童福祉法第6条の3）

1 **(3)特に養育の支援が必要な家庭に対する支援**

2 ○ **市町要保護児童対策地域協議会における情報共有、支援連携**

- 3 • 保護者や子どもの状況を把握し、要保護児童対策地域協議会において情報を
4 共有し、構成機関の役割分担のもと、要支援児童・特定妊婦がいる家庭への
5 訪問や、家事援助などの支援を促進します。

6 ○ **乳幼児健康診査未受診者、未就園児、不就学児等の把握**

- 7 • 要保護児童対策地域協議会において関係機関が情報を共有し、連携して対応
8 します。また、子ども家庭相談センターは市町と連携し、虐待発生とその深
9 刻化を予防するため、常に状況把握に努めます。

10 ○ **認定こども園・保育所等の利用申込みの勧奨および保育所等入所選考での考慮**

- 11 • 児童虐待防止の観点から、市町に対して、認定こども園・保育所等での保育
12 が必要な子どもの保護者に利用申込みを勧め、入所選考にあたって配慮され
13 るよう働きかけます。

14 ○ **ショートステイ・トワイライトステイの充実(再掲)**

- 15 • 育児に過重な負担がかかる時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭等が、定期的
16 または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を受けら
17 れる体制を整えるため、市町に対しショートステイ・トワイライトステイの実
18 施を促進します。

- 19 • 市町がショートステイ事業を実施するにあたって、児童養護施設等や里親等
20 を活用できるよう支援します。

21

3 子どもの保護・ケア

基本目標

社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。

施策の方向性

家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育が困難な場合は、特別養子縁組、または「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリー・ホームへの委託を進めます。

また、子どものニーズに応じてできる限り良好で家庭的な環境で生活できるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化を進めます。

なお、児童養護施設は、日常的に専門的なケアを必要とする子どもへの支援や、子どもの情緒や行動上の問題の解消・軽減を図りながら、早期の家庭復帰、あるいは養子縁組、里親委託へとつなげていく役割も担っていることから、本県では、里親および児童養護施設の双方による社会的養護を推進します。

具体的取組

(1)虐待事案への迅速かつ適切な対応

○ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護の実施、解除

- 一時保護やその解除を行う際には、子どもに丁寧に説明をするとともに、子どもの意見を聴取するよう配慮します。
- リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には、子どもの安全確保を最優先に躊躇なく一時保護を実施します。
- 一時保護の解除や施設入所措置の解除などにより、子どもに対する支援に変化が生じた際に、切れ目のない支援が行えるよう、市町や警察等との情報共有を徹底します。

(2)一時保護機能の充実

○ 一時保護所の機能充実

- 一時保護やその解除を行う際には、児童福祉司による社会診断だけでなく、児童心理司による心理診断、一時保護所における行動診断、医師による医学診断など総合的な診断により、アセスメント³⁶機能を十分に高めます。

○ 子どもへの支援

- 一時保護を行う子どもへの対応においては、発達の状態や心理的ケアの必要性等、子どもの状況に応じたきめ細かな対応ができるよう、一時保護所の個室整備を行います。

³⁶ 【アセスメント】援助方針を決定するために、事例の現状の問題性、程度、対応などについて評価・判定を行うこと。

- 社会生活を営んでいく上で、対人関係等を上手く結べるようソーシャルスキルトレーニングを実施していく等、学習支援の充実を図ります。
- 一時保護を行う子どもが、できる限り在籍する学校へ通学できるよう、里親等への一時保護委託を検討します。
- 子どもの在籍校や教育委員会等と連携し、子どもの状況や特性、学力に配慮した学習支援を行います。
- 外国籍の子どもの保護については、多文化、多国籍へ対応できるよう配慮します。

○児童養護施設等における一時保護受入体制の強化

- 施設への一時保護委託においては、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は双方への影響が大きいことから、地域分散化により本体施設に空いたスペースを活用するなど、施設における一時保護受入体制の強化を支援します。

(3)児童養護施設、里親委託等の受入体制の整備

○里親委託の推進および里親支援の強化【重点】

- 代替養育が必要となった場合は、家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進します。
- 里親支援機関や市町等と連携しながら、里親制度の普及啓発や新規里親の開拓など里親のリクルートを戦略的に実施し、里親制度の認知を高めるとともに、子どもの養育の受け皿となる里親の登録数を増やします。
- 包括的な里親支援業務（フォースタリング業務³⁷⁾）の実施体制を早期に構築し、里親が子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるよう、里親支援を強化します。
- 里親養育支援のための児童福祉司を各児童相談所に専任で配置することとされた児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、必要な配置を進めます。
- 里親が地域において社会的につながりを持ち、子どもを養育することが一時的に困難となった家庭への支援ができる仕組みを検討します。

○特別養子縁組の推進

- 特別養子縁組は永続的で安定した家庭での養育を保障することから、家庭再統合が極めて困難な場合など特別養子縁組が適当と考えられる子どもについて、県内の民間あっせん機関とも連携しながら、特別養子縁組を推進します。
- 民間あっせん機関からあっせんされたケースも含め、特別養子縁組成立後にいても里親家庭への支援を行います。

³⁷⁾ 【フォースタリング業務】里親のリクルートおよびアセスメント、里親登録前後および委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援等の里親支援を包括的に実施する業務

○ 児童養護施設の高機能化および小規模かつ地域分散化【重点】

- 施設に入所する子どもが、地域において家庭的な環境で生活体験を積むことができるよう、各児童養護施設にヒアリングを行い、状況や課題を把握しながら、できる限り良好で家庭的な環境である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの設置を推進します。
- 特にケアニーズの高い子どもに対しては、本体施設内でできるだけ少人数の生活単位において、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が可能となるよう支援します。
- 高機能化および小規模かつ地域分散化に伴い必要となる体制強化について、児童養護施設が行う人材確保の支援策を検討します。

○ 乳児院および児童養護施設の多機能化・機能転換

- 各地域におけるニーズを踏まえつつ、施設にヒアリングを行い、状況や課題を把握しながら、施設による一時保護受入体制の整備や里親支援機能の強化、市町と連携した在宅支援・特定妊婦への支援の強化などの施設の多機能化・機能転換を支援します。
- 多機能化・機能転換のために必要となる職員の資質向上について、研修に関する情報提供を行うなど、施設が実施する人材育成を支援します。
- 多機能化・機能転換に伴い必要となる体制強化について、乳児院および児童養護施設が行う人材確保の支援策を検討します。

○ 子どもの状況にあった施設、里親への措置

- 子ども家庭相談センターで子どもの社会診断、心理診断、行動診断等を実施し、子どもの状況や家庭状況等を見極めて施設や里親へ措置していきます。

○ 子どもへの支援(再掲)

- 子どもの在籍校や教育委員会等と連携し、子どもの状況や特性、学力に配慮した学習支援を行います。

(4)子どもの権利擁護の推進・被虐待児等へのケアの充実

○ 権利擁護の取組

- 滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会による実地調査を行い、子どもが施設等で安心して生活できるよう支援します。(再掲)
- 児童養護施設等に措置等となった子どもに対し、「子どもの権利ノート」を活用し、子どもが守られる権利を学べるよう支援します。(再掲)
- 児童養護施設、里親等の代替養育を受けている子どもを対象に、施設や里親等のもとでの暮らしに関するアンケートを実施します。(再掲)
- 子ども家庭相談センターは、代替養育に関する措置や施策の利用の決定にあっては、子どもに丁寧に説明をし、意見を聴取するとともに方針決定にできるだけ反映させるよう努めます。(再掲)
- 当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌みとる方策、子どもの権利を代弁する方策については、国の調査研究の結果を踏まえながら検討していきます。(再掲)

1 ○ 施設における子どものケアの充実・強化

- 2 ・児童養護施設等における心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員の配置、小
3 規模グループケア体制の整備などをとおして、虐待を受けた子どもに対するき
4 め細かなケアと自立のための支援を行います。
- 5 ・児童虐待を受けた子どもに対する障害児入所施設における自立支援や権利擁
6 護等の支援の充実に努めます。
- 7 ・児童養護施設等に入所する子どもが里親など家庭での生活を体験する機会（ホ
8 ームステイ）を確保します。
- 9 ・子ども家庭相談センターは、児童養護施設等への入所時に、子どもの家族情報・
10 家庭環境、援助方針などの情報を施設に提供します。
- 11 ・児童養護施設等における児童自立支援計画の策定に際し、必要な協力をを行うと
12 ともに、策定された児童自立支援計画に基づき、子どもへのケアが行われるよ
13 う支援します。
- 14 ・施設内で生じる困難事例や問題に関して、組織として対応できる危機管理体制
15 の整備や、全職員が情報を共有し、参加できる風通しのよい施設運営に向け働きかけます。
- 16 ・児童養護施設等が所在する地元の小・中学校と連携を図り、入所児童に対して
17 学習支援に取り組むよう助言・指導します。
- 18 ・虐待を受けた子どものケアおよび自立の支援を専門的知識に基づき適切に行
19 うため、関係機関職員に対する資質向上のための研修を充実します。

21

4 親子関係の修復・家庭復帰と子どもの自立支援

基本目標

社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した生活ができる社会をつくります。

施策の方向性

施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将来を見据えて、子どもとその保護者との関係の修復に取り組んでいきます。

また、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるよう、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。

具体的取組

(1)親子関係の修復・家庭復帰

○ 家庭復帰に向けた取組

- 子ども家庭相談センターは、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図り、児童養護施設等や市町と連携して、親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)の取組を進め、家庭復帰にあたっては、市町、関係機関と連携し、地域で子どもを見守り、支援していきます。
- 家庭復帰にあたって、子ども家庭相談センター、市町、関係機関等と意見が異なる場合等は必要に応じて社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会³⁸に意見を求める。
- 対応が困難な保護者に対しては、情報を共有し、施設と子ども家庭相談センターが連携して対応していきます。
- 保護者に対して、精神科医などのカウンセリングを行います。

○ 再発防止に向けた保護者指導の強化【重点】

- 児童虐待の再発を防止するため、保護者の育児不安や子どもの発達課題など虐待に至った要因に対し、医学的または心理的所見を求めながら、市町と連携し、保護者への指導を行うとともに、専門性の確保の観点から研修の充実を図り、児童福祉司の更なる資質向上に努めます。

(2)子どもの自立支援

○ 施設、里親、行政の連携による自立支援の仕組みづくり

- 児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置等されている子どものアフターケアも含めた自立支援の仕組みづくりのため、施設、里親、行政による協議会を開催します。

³⁸ 【社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会】知事（子ども家庭相談センター所長に権限委任）が、施設入所措置、措置解除、措置停止、措置変更等を行う際に、子どもや保護者の意向と一致しない場合や、知事が必要と認める場合、意見を聴かなければならないとされる第三者（医師、弁護士、学識経験者等）で構成される審議会の部会。

1 ○ 退所後の自立に向けた就労や社会生活面を支援する仕組みづくり

- 2 • 児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じて就
3 業や社会生活の学習、相談、相互交流などを行い、自立に向けた仕組みづくり
4 を進めます。
- 5 • 児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置等されている子どもについて、
6 企業、団体等との就労支援の仕組みづくりを進めます。

7 ○ 大学進学等自立生活支援支度費、就職支度費の支給

- 8 • 児童養護施設等やファミリーホームを退所する子どもや里親から委託解除さ
9 れる子どもが大学などへ進学、または就職をする場合の生活費および生活費な
10 どの一一部に充てるための支度金を支給します。

11 ○ 児童自立生活援助事業の支援

- 12 • 児童養護施設等を退所した子どもに日常生活上の支援および職業指導等を行
13 う児童自立生活援助事業（自立援助ホーム³⁹⁾）の支援に取り組みます。

14 ○ 身元保証人確保対策事業⁴⁰⁾による支援

- 15 • 児童養護施設等やファミリーホームを退所する子どもや、里親から委託解除さ
16 れる子どもの就学・就職やアパート入居にあたり、施設長や里親等が保証人と
17 なった場合の万一の事故発生の損害賠償に備えて、身元保証人確保対策事業に
18 より支援を行います。

19

39 【自立援助ホーム】義務教育を終了した20歳未満の子どもであって、児童養護施設等を退所した者、またはその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業

40 【身元保証人確保対策事業】社会的自立をしようとする子どもは、就学・就職・アパート入居等の際の保証人を確保することが困難なケースがあることから、県が施設長や里親等が保証人になった場合の損害保険料を助成することで、身元保証人を確保していくための事業。

5. 子ども家庭相談センターの機能強化と市町や関係機関との連携強化

基本目標

子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積極的な連携を図り、児童虐待への対応を強化します。

施策の方向性

子ども家庭相談センターが、組織としての高い専門性を発揮できるよう、機能強化を図るとともに、市町や関係機関と積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。

具体的取組

(1) 子ども家庭相談センターの機能強化

○ 子ども家庭相談センターの体制強化【重点】

- ・児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、児童福祉司、児童心理司の増員等、子ども家庭相談センターの体制強化を図っていきます。
- ・子ども家庭相談センターの更なる体制強化に向けて、管轄区域の見直し等、子ども家庭相談センターのあり方を検討します。
- ・他の自治体における取組も参考にしながら、子ども家庭相談センター業務の外部委託の可能性について検討します。

○ アセスメント機能の充実

- ・社会診断、心理診断、行動観察等を実施し、子どもの状況を見極め、それらをもとに適正な援助方針を決定していきます。
- ・きょうだいがいる家庭で虐待が発生した場合は、虐待の対象となっていない子どもも虐待を受ける危険度が高いことから、虐待の対象となっていない子どもについてもアセスメントを行うなど、適切な対応を行います。

○ 24時間通告受付・相談体制

- ・夜間・休日における通告や相談に対応するため、中央子ども家庭相談センターに電話相談員を配置し、24時間体制で県民からの通告・相談や市町からの相談に対応します。
- ・相談者に寄り添った対応ができるよう、研修の実施等により相談員の更なる資質向上を図ります。

○ 48時間以内の安全確認

- ・子ども家庭相談センターは、通告（相談・情報提供などを含む。）もしくは市町からの送致があった場合、または市町から要保護児童対策地域協議会における協議を踏まえた立入調査や一時保護の実施に関する通知があった場合には、必要に応じて保健所、市町、警察その他関係機関などの協力により速やかに対応し、48時間以内に家庭訪問などにより、子どもを直接目視することを基本とする安全確認を行うとともに、必要に応じて一時保護を行います。

○ チーム体制による問題解決のための支援の強化

- ・子ども家庭相談センターは、保護者の養育力の向上、子どもの症状の改善など

1 を効果的に進めるために、児童福祉司と児童心理司のチームにより、支援を行
2 います。

3 ○ **ケースの進行管理の徹底**

- 4 • 子ども家庭相談センターは、ケースのリスク管理を確実に行うため、子どもご
5 とに児童記録を作成するとともに、進行管理台帳を基に、指導教育担当児童福
6 祉司などによる、すべてのケースの進行管理を徹底します。

7 ○ **虐待家庭等の転入転出に伴う情報提供のルールの徹底**

- 8 • 子ども家庭相談センターが関わっている家庭が転居した際には、転居先の児童
9 相談所を訪問して、丁寧な引継ぎを行います。
10 • 県外から転入があった場合には、転居元の児童相談所の職員に来所を依頼する
11 とともに、必要に応じて転居してきた家庭への同行訪問を依頼するなど、丁寧
12 な引継ぎを行います。

13 ○ **切れ目のない支援**

- 14 • 一時保護の解除や施設入所措置の解除などにより、子どもに対する支援に変化
15 が生じた際に、切れ目のない支援が行えるよう、市町や警察等との情報共有を
16 徹底します。(再掲)

17 ○ **保健・医療・福祉関係機関との連携**

- 18 • 母子保健機関、産科や小児科をはじめとする医療機関と市町および子ども家庭
19 相談センターが、早期発見・早期対応に向けて円滑に連携ができるよう、情報
20 共有を図ります。

21 ○ **介入的な対応を的確に行うための体制整備**

- 22 • 一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分けるなど、子ども家
23 庭相談センターの機能分化を行います。

24 ○ **法的対応の強化**

- 25 • 子ども家庭相談センターに付与されている法的権限を適時適切に行使するた
26 めに、各子ども家庭相談センターへの弁護士の配置や家庭裁判所への弁護士に
27 よる代理人申請について、滋賀弁護士会と文書による取決めを行います。
28 • 臨検・捜索等に係る研修を警察と合同で実施し、法的対応力の更なる向上に努
29 めます。

30 ○ **医療機能の強化**

- 31 • 医療的な機能強化を図るため、虐待の診断などについて医療機関との連携を図
32 ります。

33 ○ **社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会の活用**

- 34 • 施設入所措置や措置解除などが子どもや保護者の意向と一致しない場合や市
35 町、関係機関等と意見が異なる場合において、専門家の意見を聴取するため、
36 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会を積極的に活用します。

37 ○ **重症事例の検討**

- 38 • 児童虐待の重症事例が発生した場合は、市町と協議し、社会福祉審議会児童福

祉専門分科会児童虐待事例検証部会⁴¹による検証を行い、再発防止に努めます。

○ 人材確保・育成

- 児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえ、児童福祉司や児童心理司等の配置・育成に取り組みます。

① 学校等との連携による新卒者の確保

- 子ども家庭相談センターにおいて、実習体制の整備に努め、学生の相談援助実習を行い、採用につなげます。
- 福祉系の大学等へ働きかけ、説明の場を設けるとともに、仕事の意義や魅力を伝え、積極的に学生等へ働きかけます。

② 児童福祉司等の即戦力の確保

- 児童福祉施設経験者、施設勤務職員、社会福祉士や保育士などを対象に児童福祉などのネットワークを活用して人材の掘り起こしを行い、募集の周知の徹底を図ります。

③ 今後の人材育成の取組

- 職員一人ひとりが能力を最大限発揮することができるよう、効果的な人材育成を進めるため、人材育成方針を策定し、職員のキャリアを通じた長期的、計画的な人材育成を着実に進めます。
- 若手職員の専門性の向上を図るため、OJTや外部研修などを通じ専門的技術等の継承を行います。
- 児童相談に関するスーパーバイズ機能を強化し、チームとしての総合力が発揮されるようスーパーバイザーの育成に力を入れます。

④ 体系的な研修の実施による職責に応じた専門性の向上

- 職員一人ひとりが自らに求められる役割を自覚し、児童福祉のプロフェッショナルとして、職務についての知識を深め、専門性の向上を図るために、計画的・体系的に階層別（新任・新採、中堅職員、スーパーバイザー）の研修を実施します。

⑤ 新任児童福祉司指導体制の強化

- 現場での実践的な助言指導や職員の育成を行う職員を配置し、新任児童福祉司への助言・指導を行うなど、指導体制の強化を図ります。

⑥ OJTによる実務の習得

- 先輩職員（育成担当者）が新人職員（担当者）に対し、業務を遂行する上で必要な業務スキルを教えるとともに、職場の不安や悩み等に対するメンタルケアを実施します。

(2)市町との連携

○ 市町との緊密な連携と情報共有

- 一時保護の解除や施設入所措置の解除などにより、子どもに対する支援に変化

41 【社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会】児童虐待死亡事例などが発生した場合、または被措置児童等虐待（いわゆる「施設内虐待」）事例が発生した場合、必要に応じて、検証を行うための第三者（医師、弁護士、学識経験者等）で構成される審議会

が生じた際に、切れ目のない支援が行えるよう、市町や警察等との情報共有を徹底します。(再掲)

- 子ども家庭相談センターは、要保護児童対策地域協議会の一員として、把握している家族や支援などに関する情報を共有します。

○ **子ども家庭相談センターの専門性を活用した援助**

- 市町の個別ケース検討会議において、児童福祉司や児童心理司が、当該ケースに関するアセスメントの結果や支援計画について専門的な見地からの助言指導を行うことにより、市町の援助活動が円滑に進むよう、市町を支援します。

○ **県子ども家庭相談室と連携した日常的な支援**

- 家庭児童相談室を持たない町の児童虐待対応等を支援するために、子ども家庭相談センターの研修に県子ども家庭相談室職員が参加するなどし、県子ども家庭相談室の資質の向上を図り、町主担当ケースの効果的な支援を促進します。

○ **子ども家庭相談センターと市町との個別定期協議の実施**

- 子ども家庭相談に係る組織体制も含めた市町の状況を把握し、それに基づいた市町と子ども家庭相談センターの連携を進めるとともに、効果的な市町への助言指導を実施するために、市町ごとに効果的な支援方策や連携上の課題を話し合う場を設けます。

○ **「市町向け子ども虐待対応マニュアル」の普及**

- 「市町向けの子ども虐待対応マニュアル」を活用し、より一層の連携のもとで虐待防止に取り組みます。

○ **スーパーバイザー派遣の充実**

- ソーシャルワークに精通したスーパーバイザーを市町に派遣し、市町の取組に対する支援の充実を図ります。

○ **在宅支援共通アセスメント・プランニングシートの普及と役割分担の明確化**

- 子ども家庭相談センターと市町等関係機関において、共通のツールである「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」の普及を促進し、共通理解や円滑な情報共有を図り、適切な役割分担を行います。

○ **市町職員等の専門性を高めるための研修会の開催**

- 市町の子ども家庭総合支援拠点の職員や要保護児童対策調整担当者のほか、幅広く子ども家庭福祉に携わる者を対象に、資質向上を目的とした研修を実施します。

○ **子ども家庭総合支援拠点の設置促進**

- 市町における相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市町子ども家庭総合支援拠点」について、2022年度までに全市町で設置されるよう情報提供や助言等の支援に努めます。

○ **役割分担の明確化**

- 子ども家庭相談センターと市町が相互理解に基づく効果的な連携を行うため、役割分担の明確化に向けて、「市町向け子ども虐待対応マニュアル」や在宅支援共通アセスメント・プランニングシートが活用されるよう周知徹底します。

1 ○ ケースの進行管理

- 2 子ども家庭相談センターは、市町の要保護児童対策地域協議会（実務者会議）
3 において、市町のケースとのすり合わせを行うことによって、ケースの進行管
4 理を行います。

5 ○ 虐待家庭等の転入転出に伴う情報提供のルールの徹底

- 6 子ども家庭相談センター、県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）および市町
7 は、児童虐待を行っているまたは疑いのある家庭が転居した際には、転居先の
8 自治体（県外も含む。）に情報提供を行います。

9 ○ 県と市町の人事交流

- 10 県と市町の連携強化や職員の専門性の向上のため、県と市町の職員の人事交流
11 を検討します。

12 ○ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 13 要保護児童対策地域協議会の調整機関において、代表者会議および個別ケース
14 検討会議を継続的に開催するとともに、実務者会議の3か月に1回以上の開催
15 による主担当機関や支援方法の確認など、全ケースの進行管理を行われるよう
16 支援します。

- 17 重症事例については、要保護児童対策地域協議会などにおいて、ケースの自己
18 点検や関係機関における再発防止に向けた検証が行われるよう支援します。
19
- 20 「市町向け子ども虐待対応マニュアル」の活用を促進するとともに、スーパー
バイザーの派遣を行います。

21 ○ 中核市の児童相談所設置に向けた取組

- 22 中核市における児童相談所の設置について、中核市である大津市に必要な情報
23 を提供するとともに、大津市が設置を検討する場合には、必要な支援を行いま
24 す。

25 (3)関係機関の役割と連携

26 ○ 里親、乳児院および児童養護施設との連携

- 27 施設・里親担当の児童福祉司を配置して、施設・里親による子どもの養育状況
28 を詳細に把握し、きめ細かい助言指導に努めるなど、措置等児童への支援を充
30 実させます。

31 ○ 里親支援機関との連携

- 32 家庭における養育環境と同様の養育環境を提供するため、里親支援機関とともに
33 新規里親の登録に向けた取組を進めるとともに、未委託里親への委託促進を
34 進めます。

35 ○ 保健・医療・福祉関係機関との連携

- 36 母子保健機関、産科や小児科をはじめとする医療機関と市町および子ども家庭
37 相談センターが、早期発見・早期対応に向けて円滑に連携ができるよう、情報
38 共有を図ります。（再掲）

39 ○ 性的虐待に関する専門機関との連携

- 40 性的虐待については、発見からその後のケア、法対応に至るまで、医療機関、

1 警察等の関係機関の協力を得ることが不可欠であることから、これら専門機関
2 との連携を深めます。

3 ○ **警察との連携**

- 4 • 子どもの安全を迅速かつ的確に確保するため、協定書の締結により、情報共有
5 を徹底するとともに、臨検・捜索等に係る研修の合同実施により連携の強化を
6 図ります。

7 ○ **家庭裁判所、地方検察庁および少年鑑別所との連携**

- 8 • 家庭裁判所、地方検察庁、少年鑑別所（法務少年支援センター）と子ども家庭
9 相談センターとが情報交換しながら、連携を進めます。

10 ○ **児童家庭支援センターとの連携**

- 11 • 虐待の発生や深刻化を防ぐために、市町と連携した妊産婦の支援等について、
12 重要な役割を担う児童家庭支援センターの機能強化を図ります。（再掲）

13 ○ **幼稚園・保育所・認定こども園・学校との連携**

- 14 • 虐待の疑いのある子どもを発見した場合の速やかな通告を周知徹底するとともに、市町の要保護児童対策地域協議会において連携し、役割分担のもと支援
15 を行います。

- 16 • 虐待を受けた子どもに対する心身のケア等、学校等における取組を支援します。

17 ○ **医療機関との連携**

- 18 • 虐待の診断など法医学の医師と協力・連携や医療機関向けの啓発シートの活用
19 などにより、医療機関から通告しやすい体制の整備を行います。

- 20 • 病院には、児童虐待の早期発見・早期対応のため、病院内における対応職員の
21 配置や、さまざまな診療科が連携して組織対応できる体制づくりに向けて取り
22 組むよう働きかけます。

- 23 • 各地域の医師会、歯科医師会、各病院・診療所に対し、児童虐待防止の啓発と、
24 市町の要保護児童対策地域協議会への参加に協力を求めます。

数値目標一覧

| 指標 | 現状 | 目標 | |
|--|--------------------|-----------|-----------|
| | 平成30年度実績 | 令和6年度 | 令和11年度 |
| 1 里親のもとや児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合 | 37.6% | 100% | 100% |
| 2 里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができている。」と感じている子どもの割合 | — | 100% | 100% |
| 一時預かり事業の実施 | | | — |
| 3 一時預かり事業（幼稚園型）提供体制 | 182,681人 (利用者数) | 308,277人 | — |
| | 47,019人 (利用者数) | 81,690人 | — |
| 4 地域子育て支援拠点事業拠点数 | 88か所 | 90か所 | — |
| 5 子育て短期支援事業（ショートステイ）提供体制 | 214人 (利用者数) | 698人 | — |
| 6 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）提供体制 | 165人 (利用者数) | 235人 | — |
| 7 乳児家庭全戸訪問事業実施率 | 81.9% | 100.0% | — |
| 8 養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数 | 10市町 | 全市町 | 全市町 |
| 9 産前・産後サポート事業の取組市町数 | 15市町 | 全市町 | 全市町 |
| 10 産後ケア事業の取組市町数 | 15市町 | 全市町 | 全市町 |
| 11 産婦健康診査事業の取組市町数 | 2市 | 全市町 | 全市町 |
| 里親等委託率 | | | — |
| 12 3歳未満 | 34.3% | 48.3% | 61.7% |
| | 28.6% | 52.2% | 73.9% |
| | 25.0% | 46.2% | 65.4% |
| 学童期以降 | | | — |
| 13 養育里親の新規登録者数（世帯） | 19世帯 | 20世帯／年 | 20世帯／年 |
| 14 中学校区別の養育里親登録率 | 68.0% | 100.0% | 100.0% |
| 15 里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもの進学率および就職率 | 83.1% | 100% | 100% |
| 16 乳児院および児童養護施設における一時保護専用施設数 | 1箇所 | 3箇所 | 4箇所 |
| 17 小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数 (本体施設から地域へ移行する定員数) | 36人（6箇所） | 78人（13箇所） | 96人（16箇所） |
| 18 市町子ども家庭総合支援拠点設置数 | 4市 | 全市町 | 全市町 |

1 第5章 計画の推進に向けて

2 1 それが果たす役割

3 (1)県の役割

4 県は、本計画に基づき、児童虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない支援のため、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進に当たっては、行政のみならず、県民や関係機関の取組に負うところが大きいことから、それぞれの役割が十分に果たされるよう必要な支援、情報提供を行います。

5 また、児童虐待を受けた子どもが、安全に安心して生活していくよう、市町や関係機関等と連携して、子どもと保護者を支援していきます。

6 市町に対しては、子ども家庭相談センターが専門性を發揮し、助言指導、後方支援することで県全体の相談機能の強化を図ります。

7

8 (2)市町の役割

9 市町は子ども家庭相談の窓口であり、住民に身近な機関として、保健・福祉・教育等子どもに関わる業務の中で、子ども家庭相談センターと連携しながら児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等切れ目のない支援をしていくことが求められます。

10

11 (3)関係機関の役割

12 複雑化、困難化する児童虐待相談に対応するためには、子ども家庭相談センターや市町だけでなく、保健・医療機関・福祉・教育、警察、司法機関等が連携して、それぞれの専門性を發揮していくことが必要です。

13

14 (4)県民の役割

15 児童虐待は、子どもの心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれがあり、子どもに対する最も著しい権利侵害です。

16 児童虐待が及ぼす影響、地域の子どもを見守り、育てることの重要性、通告の意味や通告先について理解し、社会全体で取り組んでいく課題としてとらえ、県民、民間団体、企業等が、児童虐待の未然防止、早期発見に取り組むことが期待されます。

17

18

19

20

21

22

23

24

25

2 計画の推進体制

- 県全体で、関係機関が相互に連携を図りながら、児童虐待防止の総合的な施策の推進に取り組んでいきます。
- 県は、県域における福祉、保健、医療、教育、警察、司法などの関係機関で構成する「滋賀県要保護児童対策連絡協議会」において、連携を図りながら、計画の推進を図ります。
- 県は、県民に計画を積極的に周知するとともに、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、家庭復帰、自立支援等にあたっては、市町、警察などの職務上関係する機関等と連携していきます。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

(1)点検評価・進行管理

計画の推進にあたっては、P D C A サイクル（計画－実施－評価－改善）の考え方に基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、滋賀県子ども若者審議会において点検評価を受けます。

また、その結果を広く県民に公表するとともに、翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化などに対応した実効性のある計画を推進します。

(2)計画の見直し

国の制度改正や社会経済の情勢、滋賀県の児童虐待を取り巻く状況の変化に対応するため、計画策定後5年後に進捗状況の検証を行うほか、必要に応じて見直しを行い、見直し結果を施策に適切に反映します。